

# 議 事 日 程

令和3年第4回浜中町議会定例会

令和3年12月9日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第68号	浜中町福祉職修学資金貸付条例の制定について
日程第 3	議案第69号	浜中町事務分掌条例の制定について
日程第 4	議案第70号	浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第71号	浜中町看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第72号	浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第73号	浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第74号	工事請負契約の変更について
日程第 9	議案第75号	令和3年度浜中町一般会計補正予算（第6号）
日程第10	議案第76号	令和3年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第77号	令和3年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第78号	令和3年度浜中診療所特別会計補正予算（第4号）
日程第13	議案第79号	令和3年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第80号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第15		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報公聴常任委員会・議会運営委員会)

(再開 午前10時00分)

---

◎開議宣告

---

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

---

◎日程第2 議案第68号 浜中町福祉職修学資金貸付条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第68号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 議案第68号「浜中町福祉職修学資金貸付条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

少子高齢化が進む現代において、町民の福祉の維持・向上には、社会福祉士や保育士等の資格を有する人材の確保は不可欠であります。しかしながら、町職員はもとより「特別養護老人ホームハイツ野いちご」などの町内福祉施設においても、職員を募集するも応募が極めて少ない状況であり、町民の福祉の維持・向上に支障をきたすことが懸念されております。

本案につきましては、本町ではこれまで、看護師等の医療職確保に資する看護師等修学資金貸付条例を制定し、医療職の人材確保を図ってまいりましたが、少子高齢化が進む現代においては、福祉職の人材確保も不可欠であると判断し、本条例案を提出した次第であります。

条例の内容といたしましては、社会福祉士、介護福祉士及び保育士の資格取得を目指すため修学される方に対し、月額8万円を貸し付けようとするもので、資格取得後、本町内の福祉施設等の職員として3年以上就業する場合、貸付金の償還を免除するものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしました。詳細については福祉保健課長より説明させていただきますのでよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） （補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第68号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 本条例については、今の時代に即した条例ということで、大変良い条例が作られたと評価をしております。そこで質問なのですけれども、第8条の償還の免除規定に関する御質問をさせていただきますけれども、第9条第1項第1号の福祉職の養成機関を卒業した日の属する月の翌月から起算して一年を経ても福祉職として町内福祉施設に勤務しないときとありますが、第2条の規定にあるように町内の福祉施設等で3年以上勤務しようとして貸付を受けたものが、資格取得後に働ける福祉施設等がない場合、マンパワーが不足しているので有り得ないかもしれないのですけれども、もしかして充足して満杯になった場合、償還してもらうことになるのか。あるいは貸付をしたのだけれども、そういう職場がないから減免の対象にするか。そういった部分も想定しておかなければならないのではないかなど。通常であれば、ここの第5条第3項中で必ずしもその免許により希望する町内福祉施設で採用されることを保証するものではないとあるのですが、私は一旦貸付を受けて、3年以上勤めたいと思っても、町内の福祉施設のマンパワーがある程度充足されて、そこで勤務できないとなった場合は免除の対象になりませんか。返してもらおうというのが原則なのだろうけれども、そういった部分を定めておく必要があるのかなど思っているのです。返してもらおうか、あるいは特殊事情があるからこういう状態だから一部免除することも入れとく必要があるのかなど思っています。先ほどの看護師等修学資金も同じなのです。調べてみたのです。規則にあるかなど思ったら規則にもないのです。それで、条例は条例として今の時代ですから、この条例は本当に大事な条例なので、これを通すにしても規則あたりでそういった文言を入れたものに変えるとか、そんなことが必要じゃないのかなど思っ

いますので、その辺の答弁をいただきたく思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** ただいまの御質問にお答え申し上げます。確かにこちらの事情で卒業後に浜中町内に就職できないこともあろうかと思えます。必ずしも採用されることを保障するものではないと規定をしております。当然、貸付の申請時にそういった見込み等も考慮した上で条例上制定されていますけれども、採用されることが今の状況では極めて困難な状況が予想されますという説明は、貸付時点でさせていただきたいと思っています。その上で本人がどういう判断をするのか、返さなければいけないか、当面借りたいという判断をされることもあろうかと思えます。ただ、今の状況を見ると議員おっしゃるとおり、充足していませんので町内で就職することは可能なのかなど。この条例は時限立法という形ではありませんので、そういったことも含めてこのような規定にさせていただいておりますけれども、議員おっしゃいましたとおり、規則に委任する部分もありますので、そちらの部分については今後検討させていただきたいと思えます。必ずしもできるという形ではないとは思いますが、町としても貸付する際にその辺も十分御本人に御説明した上で、同意のもとで貸付けることも考えさせていただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 今の答弁はわかりませんが、第5条第3項というものは修学資金の貸付を受け、要するに、今後段言われた説明をして本人も納得して貸付を受け福祉職の養成機関等を卒業時に希望した当該免許を取得したものは必ずしも希望する福祉施設に入れると限らないことと今の免除とか返還してもらう部分はまた別だと私は思うのです。確かに今は充足されていません。聞いていると思うのですけれども、過去にそういうことがあったのです。トラブルを防ぐためには、そういった項目を規則に委任するという必要かなと思ったので十分検討してください。それだけです。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** ただいまの質問ですけれども、私もそういったことがあったことを承知しております。当然町内で就職することを見込めて貸付ける場合であっても、何らかの事情で就けない、こちらの事情で就けないことも全くないとは思いません。そこら辺の方は十分ケアしていきたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** まず3条の月額8万円が限度額ですね。8万円とする根拠。それと第4条の1項と2項の差には片や96万円、2項では314万円となるのですけれども、就学から免許取得まで要する経費というのは、どなたでもほぼ同額が掛かるのだらうと思うのです。財政の関係もありますし、理解はするのですけれども、さらっと流されても分からないので1項と2項の違いを分かりやすく説明ください。それと、1番議員言ったとおり、大変有効な条例で、これを利用される方にとっては大変魅力的なものであらうと考えます。それで、制度を持って現在不足している介護職員を何とか確保するという目的がある以上、これを有効に活用していただくためには、周知方法、これが必要であらうと思います。例えば、2条でいけば、これからまさに福祉職を目指して学校に入るといふこと考えれば高校生が対象なのかなと考えられます。4条におきましてはすでに入学していて卒業見込みで資格の見込みがあるという方に対しての支援と思うのですが、2条と4条の対象者に対する周知方法をどのように図っていくのか説明いただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** 質問にお答え申し上げます。まず、第3条の月額8万円の方ですが、看護師等修学資金貸付条例と同額としたところでございます。8万円ですけれども、他の修学資金貸付、育英会とかあるのですけれども、大体の平均が月額8万円、10万円というところもあるとは思いますが、年額にして100万円前後が相場というところが多いことも含めまして、他の資金と大きくは差がないように捉えているつもりでございます。第4条の関係でございます。月額8万円の12月分に相当する分。これ第1項につきましては、いわゆる第3条で規定する月額8万円の貸付を受けなかった人、さらに第4条第2項、他の資金も貸付してない、いわゆる自己資金で勉学された資格を取得した人。当然、学校を卒業して新たに生活を始めることとなりますので、いくらかでも本町へ来ていただけるように環境を整えられるようにということで、12カ月分96万円になりますけれども、それだけあっても新たに生活をするのにあたって、為になるのではないかとこのところでの第1項の規定でございます。第2項につきましては、他の修学資金借付して新規で就職するということになりますと、当然学校卒業するとすぐ償還が始まります。若い独身の方が償還をしながら家賃も払って生活をするとなると、これは当然生活困窮するということもありますし、そういったことで結果、親元を離れないという選択にならうと思っておりますので、一時的に本町で貸すこ

とによってその負担を軽減するよと。その代わり浜中町で長い間仕事してくださいよという趣旨のものと捉えていただきたいと思います。

周知方法のお話でございます。今定例会に議案提出させていただきました。施行期日は来年4月1日にスタートするところですが、今回12月に結構慌てて条例提案させていただいたつもりでございます。議員御心配のとおり、周知をしなきゃいけない。当然、来年の春卒業される方もそうですし、再来年っていう方もいらっしゃると思うのですが、その学生さんに周知しなきゃいけないと思っています。ホームページに掲載するのは当然でございますけれども、私10月に学校訪問しております。そういった中で条例制定が出来次第、その情報は学校に流させていただきますので学生さんにこういう制度もあるので、だいぶ優遇されますよ、就職しやすい環境ですよということをPRしてくださいというお話もさせていただきました。そのような形で学校の方には、条例をこのままこういう規定なっていますという事をお送りして学生さんにPRしてもらおうと。これから今まさに進学しようとしている学生さんもいますので、そこら辺については当然どこの高校も進路相談等がありますので、そういった中でこういう条例を制定し4月1日からですということを学校経由でお知らせさせていただきたいと考えているところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

これから議案第68号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第69号 浜中町事務分掌条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第69号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第69号「浜中町事務分掌条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の改正は、新しい組織機構を構築するため、同条例の全部を改正しようとするものです。

第1条につきましては、町長の権限に属する事務を分掌させるための課、室及び所の設置規程について、第2条につきましては、各課、室及び所の事務分掌に係る規程の改正であります。

概要としましては、「福祉保健課」を「保険課」と「健康福祉課」に分割し、業務の平準化を図ること。「町民課」を従来の業務に加え、環境政策部門を移管し、「住民環境課」とし、「水道課」に下水道業務を移管し、「上下水道課」とすることなど主な改正の内容となっております。

また、分掌事項においては、ふるさと納税業務を商工観光課に、管財業務を企画財政課に、公住業務を建設課に環境政策業務を住民環境課に、保険・年金業務、介護保険業務を保険課に、下水道業務を上下水道課に移管し、町民の利便性を図るため、事務の効率化、平準化を図り、事務分掌の再編、見直しを行うことを目的としております。

次に、附則についてであります。第1項では、この新しい組織機構が令和4年4月1日からスタートすることに伴い、条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

第2項では、本条例第1条における課の設置の改正に伴い、「水道課」を「上下水道課」に改めるためことから「浜中町水道事業の設置等に関する条例」の一部を改正するものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第69号の質疑を行います。

9 番落合議員。

**○9 番（落合俊雄君）** この条例は考えに考え抜いた末の条例だろうと判断します。その中で1点、現行の福祉保健課を分けると出ていますが、この部分に関して昨日話したかもしれませんが、有資格者というものが一定程度必要となる部署であろうと思えます。現行を考えて4月1日以降、果たして本当に資格者が充足されるのか。それとも現行から考えていくと足りない。その辺どうなのでしょう。募集はしているけどさっぱり応募がないという話も一方でありますし、このシステムをちゃんと活かすために確保の目処が立っているのでしょうか。その1点だけです。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（赤石俊行君）** ただいまの御質問にお答えいたします。現在の福祉保健課を2課に細分化しながらそれぞれの役割を明確化して平準化を図るという体制を目的としております。ただいま専門職を募集しております。福祉保健課長が本年10月に学校周りしてPRしていただいております。目処は特に立ってはおりません。引き続きそういう募集活動しております。このような体制をまず組んでおいて、募集活動、PRに今後力を入れていきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**○9 番（落合俊雄君）** 目処がまだ立たないということのようです。今おられる方々にコロナという部分も含めて負担が相当重くのしかかっているのではないかなという気はいたします。何とかこういう部分の均衡を図るために、先ほど条例の云々の話ありましたけれども、この条例が効果を発揮するにはまだ2年3年先の話でございます。要は、4月1日からこの辺がしっかりと機能していけるのかどうか。産休で休まざるを得ないとか、もしくは現在ですと再任用の資格者を何とか活用しているという部分も確かにあるかと思えます。ただそれとて、これから先もしっかりという話にはならないので、やはりこういう部分についてはしっかりと対応できるようにもう1回きちんと考えていただかないと、これからこういう部分は良いか悪いか別にして、物凄く重要な部分でありますし、これまで以上に負担がかかるかもしれないですよ。しっかりとした体制作りをとっていただきたいなと思えます。とれる自信があればお答えいただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** ただいまの質問にお答えいたします。まず現在募集かけてい

る最中のございまして、今回条例も制定しまして何とか福祉職をというところと現行福祉保健課部署的には、時間外勤務も常習化していますのでその辺も含めての募集でございますが、いかにせん社会福祉士も含めまして、福祉職というものが不足しているという中で募集しておりますが、待つだけではなくて攻める形で採用の方を4月までには決めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案である第69号の討論を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第70号 浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第70号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第70号「浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一部改正につきましては、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行

規則の一部を改正する内閣府令」が公布されたことに伴い、関係する条文の一部を改正しようとするもので、内閣府令の改正に合わせ新たに第4章を設け、第53条で電磁的記録等について規定しております。これに伴い、改正前の条例第5条第2項から第6項の規定内容が改正後の条例第53条の規定内容に含まれることから同項を削り、併せて同項の準用規定となっている第38条第1項を削るものです。

また、第42条第1項第3号の改正につきましては、同号に規定している「満3歳未満保育認定子ども」と同条第4項第1号で規定されている「満3歳未満保育認定子ども」が同じ意味であることを明確にするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第70号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第70号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第70号採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第71号 浜中町看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第5 議案第71号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第71号「浜中町看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

少子高齢化が進む現代において、町内の医療環境の充実には、看護師等の有資格者の確保は不可欠であることから、これまでも修学資金を貸し付け、職員の確保を図ってまいりました。しかしながら、現行の条例では、貸付の対象を町民としており、その結果、職員を確保することが困難な状況となっております。

議案第68号で可決いただきました「浜中町福祉職修学資金貸付条例」においても、貸付の対象を道内の方としており、同条例との整合を図ることはもちろん、貸付対象を拡大することで職員を確保し、町内医療環境の充実を図ろうとするものであります。

また、本改正に併せ、必要な文言の改正をお願いしようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第71号の質疑を行います。

1 番川村議員。

**○1番（川村義春君）** 貸付対象の拡大を図るということで、町内から道内にすることで間口が広がるということですからとっても良い改正の仕方かと思っています。それでしつこいようですけれども先ほども言いましたが、この条例についても、勤める場所がない場合に免除する、あるいは貸付け分を返還してもらおうという部分がきちっと定めがないのです。改めて伺いますけれども、そういう分の改正というのは今後必要だと私思っているのですよ。やはり規則に委任することも先ほど言ったような部分が必要かなと思っていますので、改めて確認の意味で質問させていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** ただいまの御質問にお答え申し上げます。先ほどの福祉職の方と同様と捉えていただければと思います。今回、新規制定させていただきましたが、一部改正で両方盛り込もうということも検討しました。ただ、分けた方がわかりやすいだろうなということで新規制定させていただきました。職種は違いますが、どちらも趣旨は一緒ですので同じような取り扱いにしなければいけないと考えているところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

これから議案第71号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第72号 浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第6 議案第72号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第72号「浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例につきましては、令和2年12月定例会におきまして議決をいただいております。

本年4月1日からの条例の施行に伴い、これまで太陽光発電施設の設置に関する届出が8件あり、再生可能エネルギー発電事業と地域との調和が図られ、地域住民の安全な生活と本町の自然環境が保全されるよう、事業者に対し指導や助言を行ってきたところです。

この度の改正につきましては、第3条第2号で太陽光発電事業について規定しておりますが、発電した電力の全部または一部を自己消費する施設についても本条例の対象とするものであります。

改正理由としましては、町内に発電施設を設置し、北電等のネットワークを使って遠

隔地にある自社施設で電気を消費する「自己託送」という制度が脱炭素の動きで見直され、この施設が自己消費扱いとなり、本条例の対象外となっておりました。このため、こうした施設も本条例の対象としようとするものであります。

なお、併設する建築物で主に自己消費するものは、これまでどおり対象外となります。

本条例の改正については、一定期間公告する必要があることから、令和4年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第72号の質疑を行います。

1 番川村議員。

**○1番（川村義春君）** 簡単な質問をさせてもらいますが、第3条第2号中の従来の部分は自家消費となっていますよね。それが改正では自己消費となっています。この自家消費と自己消費の違いはどこにあるのですか。まずその辺だけ聞いておきたいと思いません。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 質問にお答えをいたします。自己消費と自家消費について違いはないのですけれども、言葉の関係ということで捉えていただきたいと思えますけれども、違いについてはないということをお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 私ずっと読んでいて変だなと思って辞書も調べたし、色んな部分を調べたら、主に生産したものの市場に流通させずに自分で表示することを自家消費と言うのだよね。自己消費も同じなのですよ。それで前の条例が自家消費になっているのに、あえて自己消費に変えたというのは何か理解できなかったのですよ。先ほど町長の方からもお話があったように自己託送という形で、地域外に電気を送ることができないようにするための条例だから自己消費しただけなのですか。そういう意味で使ったということでもいいのか。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えいたします。今回、町長の提案理由にもございました自己託送という言葉を使わせていただいたところがございます。先ほど申しましたように違いはないのですけれども、この度使わせていただいたということで

御理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 十分理解をさせていただきました。関連質問でちょっと議長にお許しをいただきたいのですけれども、私この条例が出てくる時には規則改正というか条例をもう少し見直しをして第8条の中で町長が規制できるものということで1号と3号にありますよね。その内容が具体的に規則に委任して改正されるものになってくるのかな。そうすれば今本当に言いましたけれども、本当に大事な地域がどんどんどんどん太陽光パネルで埋まっているのですよ、現実的に。だから景観上良くない。だから景観条例もちろん作ってくれるだろうけれども、再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例で経産省の許可を得たものも全部町の方に届け出なさいとなっていますから、そこで規制する部分がきちっと見直しをされてこうなっているから地域には建てないでくださいよという指導もできる。経産省の許可をもらっていても。もらっていても指導ができる。だけど今の状態では、経産省書の許可もらっているからといって、地域の設置しようとする周辺100m以内の住民に対して、説明し了解を得たことを町長に届け出をして、設置をするとのことになっているのですよ。だから、もっと具体的に設置場所の規制の部分については法律に基づくものは当然ですから、地すべり地帯だとか、そういったものは、当然設置できないのですよ。それから農地法に係る部分だって農業振興地域はだめだっちはっきりとなっています。だから、そういったことを今からでも遅くないからやってほしいということが出てくるのかなと思ったのですよ。関連してですけれども、見直しについてお知らせいただきたい。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えをいたします。本条例で規則に委任している部分、議員おっしゃいましたとおり、禁止区域について法的にだめで建ててはいけないところになっているのは事実でございます。前にも御答弁させていただきましたけれども、現在においては事業者の権利、それから土地を売却された方の関係もございまして、やはり今後、昨日もお答えしましたけれども、景観条例、景観計画、当然、そちらの方については何らかの規制も当然検討しなければならないと。当然本町についても併せて考えていかなければならないと思っておりますので、今後、この策定を進める中で浜中町としてどこまで再生可能エネルギーの利用と逆に景観への配慮という部分を併せていくことができるのかも踏まえて検討させていただきたいと考えて

おります。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

11番中山議員。

**○11番（中山真一君）** この条例の一部改正をすることによって、今までの投資用太陽光発電から自家消費型太陽光発電に変更しようとするものだと理解しますが、この浜中町に今太陽光発電は何カ所くらい建っているのか。その中で投資用太陽光発電というのがどのくらいあるものなのか。投資用太陽光発電と言いますとこれの所有者というのですか。町内に道内に限らず全国の人たちがこれに投資しているのではないかなど事想定されるのですが、その比率が分かれば教えていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えをいたします。ちょっと前の数字になりますけれども、令和3年1月1日現在で太陽光発電施設については、308件ということで捉えております。その中で例えば企業等が自家消費する施設の数はこちらの方では数については把握していません。あくまでFIT売電にかかわる施設については捉えております。今後、自己託送のような企業が増えてくると思います。先ほど町長の提案理由でもございましたけれども、こういった施設についてもやはり届け出の対象としようとするものでありますので、御理解をいただけたらと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**○11番（中山真一君）** 町内に308件、4月以降にも8件増えているということですから、増えているのかなど。自家用消費型太陽光発電とか、地元の人たちが投資のために建てているものになりますと所有者その他も分かるわけですからいいのですけれども、一番心配なのは投資用の太陽光発電はどこのだれが所有者になっているのか、税務課の方では償却資産の関係で分かると思いますけれども、太陽光発電の償却年数が20年か30年かそのくらいだと思います。その後使えなくなった場合に所有者が分かってくれて解体してくれればいいのですけれども、そのまま町内に置き去りにされるのが1番怖いと思います。その辺につきましてはどうなっているのかお知らせいただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えをいたします。太陽光発電施設については概ね30年使用できると言われております。実は例えばその施設が町内に放置さ

れるとかに対する心配と思われますけれども、2020年6月に成立した再エネ促進法の中では廃棄費用の積み立てが義務化されております。当然、その所有者についてもこれまでのFIT同様、企業についてはしっかり把握をさせていただきますし、1番懸念されるのは、町に届け出をする前に施設がどんどん建ててしまうことはやはり私たちとしても避けなければなりませんので、しっかりと実際に事業をやられる事業者としっかりと撤去についても考えているということで打ち合わせをさせていただきます、事業をするのであれば進めていただくということで取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第72号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第73号 浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定  
について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第7 議案第73号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第73号「浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、産科医療補償制度の掛金が令和4年1月1日から引き下げられることから、少子化対策の重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額の42万円を維持するため、所要の改正をするものであります。

なお、この改正条例は、令和4年1月1日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第73号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第73号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第74号 工事請負契約の変更について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第8 議案第74号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第74号「工事請負契約の変更について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和3年6月10日議案第41号をもって議決を得て、現在施工中であります茶内配水池耐震化更新工事について、工事内容に設計変更が生じたこと

から、今後、変更契約をしようとするものであり、契約金額2億8490万円を3億433万7000円に変更しようとするものであります。

なお、令和4年2月28日としている工期に変更はありません。

ここに、「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第74号の質疑を行います。

9番落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** この議案は分かり易く言えば、工事をやっていてそのまま完成すると一部懸念される状況が生まれたことで、更に追加工事をせざるを得なくなったことで、でも当初予算の範囲内だからよろしくねという分かり易く言えばそういう話ですよ。こういう工事予算を取るにあたって、事前に調査なり設計はされますよね。それは当然予算を取ってやっていますよね。この追加工事が必要になったということは、基本的に調査設計の段階で何らかの見落としがあったのではないかということが、簡単に予測されますよね。そういうことに関してはどう思うように受けとめられておられるのか。

これは併せてですが、今年に入ってこういった当初予算というものの正当性が疑われるような事案が他にもございました。例えば茶内小学校屋内体育館改修工事についても、当初予算の範疇であるから屋根の改修含めて工法を変えることによって既定予算の中で収まりますよということで、工事を始めているということもあります。こういう設計にあたってのしっかりした根拠が本当に示されているのか。私どもはその予算に対して設計段階でどんな内容であったのかなんてことは、専門家ではありませんので分かりません。よって説明されたものをそうですかという形で受けとめて、予算として了承するわけですよ。それが途中でこういうことやってもいいのだという話になってくると。最初の話は何だったのかという話にもなりかねませんので、そういうことを含めてこの際ですから、どういうふうにとめられているのかを含めて、今の体育館の分も含めてお答えをいただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 水道課長。

**○水道課長（南秀幸君）** お答えします。まず今回の茶内配水池耐震化更新工事の設計

変更の内容に触れていきたいと思います。

まず今回設計変更となった箇所は、付帯設備であります管理用道路及び駐車場となる部分です。こちらの2056 m<sup>3</sup>の軟弱地盤の上にアスファルトを敷きます。路盤の陥没隆起が発生する分をすき取って購入土及び他の事業で保管している残土を搬入して設置し、もともとの地盤に堆積する水分を排出するため暗渠排水管を敷設するという設計変更の内容でございます。

当初の設計の考え方としましてはもともと地盤が弱いということで調査してございました。設計思想中で工事費を抑制するために色々と工法を考えまして、その中から私どもで盛土・載荷重工法を選択しまして、軟らかい地盤でありますけどもそこに盛土をしまして、盛土の土圧で地盤を補強する。数カ月置いてその期間で土圧を上げるそういった中で路盤を作っていくという工法を選択してございました。実際の工事施工前に地盤の再調査をしてございます。その再調査でやはり地盤が弱いところが広範囲であるということで、色々協議した結果コンサルと受注者との協議、三者で協議した結果やはり置換工法でなければ地盤の強度上げるということは、土を入れ替えないと難しいのではないかと。そういったことで今回設計変更をさせていただいているところでございます。

原因につきまして、実施設計当時の設計思想、安ければいい。工事費を抑えるといった思想は大事ですけれども、これから何十年も使っていく配水池水道施設でございますので、そもそも耐震化するという意味の工事でございますので、安さを求めて設計したという考え方が間違っていたという部分もございます。それと設計コンサルタントとのいわゆる協議不足も原因かなと私の方で考えているところでございます。今後も水道施設の耐震化事業は進めていくことになってございます。今回の設計変更の内容を教訓としまして細部に亘る緻密な設計協議を進めて、設計変更が生じないような適正な設計を実施していく所存でございます。

それと予算をどうやって取ったかという予算の内容ですけれども、令和2年の予算確保の時期に当初設計予算計上の時は令和2年の単価でもって積算をしております。予測として令和3年度の労務単価、材料費を上昇見込みで令和2年度の単価に5%程度掛けて上昇見込みを含めて予算計上しております。そういった思想で予算を確保しております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** 私の方から茶内小学校の屋体工事の関係について御説明いたします。茶内小学校の屋体改修工事につきましては、当初では議員おっしゃるとおり床の改修工事ということでございました。そういった形で当初予算を可決いただいて、その後屋根の雨漏りが想像以上に進んでいることを教育委員会の方から御相談を受けまして、うちの建築係長の方で屋根の改修の積算をしていたという経過がございます。それで建築係長の方で床組だとかそういったところも、もう一度精査をかけて多少変更した。それと同時に屋根の改修の工法というのも考えまして、結果として予算内で収まって当初予算の中で工事を発注させていただいたものでございます。議員おっしゃいますとおり、当初予算につきましては近年の物価上昇と労務費上昇というものもありまして、多少予算不足を起こさないように予算計上させていただいておるところですけれども、今後は当初予算の段階で可能な限り設計方法の精査というのでしょうか。そういったところを今回はイレギュラーなことに対して知恵を絞っていったといいますか、経済設計色々な情報を短期間で集めて設計を直したのですけれども、そういった努力を当初予算の方でもしてなるべく当初の設計がそのまま執行できるような努力をしてまいりたいと思いますので、御理解の方を願いたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** 契約変更の関係でございますけれども、再三に渡る契約変更ということで、議員さんの疑念は晴れないと。いくらこちらから答弁しても言い訳にしか過ぎないということでございます。水道課長も建設課長も答弁しましたとおり、当初予算との整合性を図りながら適正な設計を今後行っていきたいと考えておりますので、何とぞ御理解願います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 御理解くださいと理解されないと思うけれども御理解くださいという答弁はいかなものかと思います。茶内配水池は色々と協議したということでもあります。最終的に施工方法を選択したのは町側でございますか。そうすると設計コンサルには責任はないのですか。あくまでも町の責任においてそういう選択をしてやったけれども、そこに不十分さが出てしまったということではよろしいですか。そういうことになると、執行者理事者の町長はこういうことについてどういうふうにお考えですか。

それから関連で小学校の体育館の関係です。設計変更したということで、何とか全体の工事が上手く収まったという話ですよね。でも、当初の設計がベストであったのかど

うか。その辺がもう疑われますよ。変更したのがベストじゃなくてベターだと。だけどこのベターでも何とかなるという話になるかもしれません。要は今の答弁からいきますと、どうも予算を作成する上で、緊張感がないのではないかという気はします。しっかりと精査をして予算を組むという本来の姿は見えない。結果としてこういうことになっていると私は受けとめます。受けとめざるを得ないのですよ。この状況はもっとしっかりと我々は出されたものを審議しますが、細部にわたって豊富な知識経験持ち合わせておりません。よって理事者側の説明を一定程度信頼するしかないのです。判断にあたっては。その判断材料が結果として違うと言うのは、我々の責任も問われかねないですよ。責任を回避するわけじゃありませんが、そういう意味でもっとしっかりとしたものになってもらわないと困りますよということを含めて、町長にお答えをいただいて終わりたいと思いますが、よろしいですか。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** まず水道課の関係については、私が責任者になっていますから、担当課長から説明がありました。私も同じく設計を含めて、1番最初の設計の段階が不十分だったのではないのかと。そうなってくると設計にも当然問題あると。私としてはもう二度とその設計会社は使うなとその時言いましたけれども、今後、設計段階でしっかりその審査も含めて、そのことがやはり1番重要だと思っています。その部分が欠けていたのかなと思います。

それと体育館の関係についても、最初床だけだと思ったら、屋根まで出てきてということで、新たな変更というか追加という工事になるのか分かりませんが、実は屋根もそうだったという話ではないはずであります。今強く指摘された部分、要は当初の設計が不十分だったということ認めて、全課、建設課、それから水道課含めて工事を持っている担当課長にしっかりとこのことを伝えて今後二度とないようにしっかりと設計で工事をやっていきたい、やるしかないだろうと思っていますし、そうやらせようと思っています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

これから、議案第74号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案の議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第75号 令和3年度浜中町一般会計補正予算（第6号）

---

○議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第75号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第75号「令和3年度浜中町一般会計補正予算（第6号）」

につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正について、歳出では、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった各種会議、行事に関連する経費の減額や、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費の増額、町道維持業務委託料の追加などのほか、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするもので、補正額は3476万6000円の減額となります。

一方、歳入につきましては、各事業の特定財源として国庫支出金5340万2000円を追加し、歳出補正に伴い道支出金6300万1000円、町債2050万円をそれぞれ減額したほか、不足する財源について地方交付税168万円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、80億6381万8000円となります。

次に「第2表地方債補正」につきましては、地方債を財源とする事業の補正によるものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしました。詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） （補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第75号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

9番落合議員。

○9番（落合俊雄君） 今回補正で歳入歳出通して最も大きな減額になっています農林水産業費62ページです。中山間地域等直接支払い事業に要する経費が減額になったということであります。これは法制化される以前から11年12年経過をしております。そもそもこの中山間という指定を受けるには様々な要件があったかと思えます。本町の場合においては、年間の積算気温が一定程度低いという要件も含めて、指定をされたとか認められたと受けとめております。これは全国あらゆる地域、農業経営を継続する上で必要な地域が全部認められたわけではなく、特に例外的な規定でこういう制度は発祥したのだろうと記憶しています。道内管内においても、全ての町村がこの指定を受けているわけではないと私も認識しておりますが、改めて状況はどうなのだろうというところもお知らせをいただきたいと思えます。

併せて浜中町の地域はいわゆる冷涼であると判断をされた。年間積算気温というのはどの程度だったのか。そういう採択された要件の中にあるその気温はどういう気温だったのか。その辺も含めて説明をいただきたいのと、会計検査院の指摘を受けてこういう形になり減額されました。適用される要綱をさらに見直したことによる減額だと思います。その中で1点、中核的リーダーに対して、これまでは、集落の参加者の5割6割の方がここに認められていたものが、いわゆる枠を制限するという事で範囲を狭められたと。範囲を狭められるということは、その人がたが少なくなることによって、対象面積が大きく変わってしまったと。基本的にはヘクタール当たり1500円という単価だけは決まっていますので、適用如何によっていかようにも変わりうるというそういう内容であります。そういうことを含めて何故、会計検査院の指摘を受けたからこうなったのだという話でありましょけれども、もうちょっと詳しく経過含めて説明をいただければと思います。

それともう1点、66ページになります。先ほど説明がありました工事請負費、減額の茶内駅前公衆トイレ建設工事95万5000円減額は完了に伴いということですが、ここに係わってです。当時これが出来たときに一応私も中を見せていただきま

した。その時は次の日がオープンということだったので、駐在さんも参加されていて、昨今の色々な事象、いわゆる事件というのですか、そういうものを考えたときに24時間開放していますから何らかの事象が生じたときに、それを裏付ける防犯カメラというのですか、そういうものも含めて設置をしてはどうかというような提案が駐在さんからもあったのですけれども、そういう部分について、それほど予算は掛からないだろうという原課のお話だったのですが、果たしてそういうことは対処されたのでしょうか。その点だけお聞かせいただきたい。お願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（久野義仁君）** それでは62ページ中山間地域等直接支払事業の御質問に対してお答えいたします。中山間地域等直接支払交付金の制度につきましては、中山間地域、特に北海道に関しては生産条件が積算気温それから傾斜地、様々な不利を受けた農地を有しているということで、一定的なその支援をすることによって制度の活用を図るということで定められております。

議員から御質問ございました要件です。どういった地域が中山間地域に定められているのかということで、平成12年立ち上がっておりますが、平成11年の段階でまず全国とりわけ北海道の御説明を申し上げますと、過疎地域自立促進特別措置法いわゆる過疎地域に指定されていることによって、中山間地域に該当するというので対象地域の要件として浜中町は認められております。管内それぞれ対象地域の要件というのは異なっていますが、浜中に関しては過疎地域指定されているところが一つの要件になっております。

それから対象の用地につきましては、これも議員の方から今お話あったとおり、積算気温が極めて低く、草地比率が高い草地を有しているということで、この対象の用地の要件としても浜中町が要件を満たしているということで交付金を受ける要件となっているところでございます。

それから積算気温の考え方は農林水産省の方から当時示されたもので御説明申し上げますと、1年間を通しての積算気温の累計の温度、日数的なものできますと5月15日から10月5日まで積算気温累計によって冷涼か、冷涼じゃないかという判断されます。気温の累積で2300度未満を下回った場合は該当するということになっております。認定を受けた平成11年当時で申し上げますと、浜中町の5月15日から10月5日までの積算気温というのが2166.8度ということで基準の2300度を下回って

いるということ。それから直近の2020年時点のデータを申し上げますと、同じく5月15日から10月5日までの累計が2159.2度と認定を受けた当時よりも累計の積算気温というのは下がっているということがよく分かると思います。これ農林統計の数字なので間違いないかと思えます。

それから道内の指定状況であります。今現在で申し上げますと道内179市町村中、認定を受けている市町村数が98市町村ございます。この制度立ち上げ当時は71市町村でしたので、概ね27市町村が増えていることとなります。参考までに全国で977市町村が中山間の指定を受けているということで、あくまで参考までございます。

それから3点目です。経過は12月1日の全員協議会中でも御説明申し上げておりますが、会計検査院の指摘という話も今議員の方からありました。令和元年、令和2年、令和3年にかけてこの3カ年で中山間地域直接支払交付金制度の会計検査が全国的に行われました。特に国内でも面積を有している北海道の中でも東部地区の草地というのは非常に面積が大きいということで、交付単価も議員はヘクタール1500円と言いましたが、ヘクタール1万5000円が正しい数字なのですが、面積換算すると非常に交付額が大きいということで、会計検査院が特に道東地域に実地検査を行い色々と聞き取りがあった中では、議員の方からも中核的リーダーのお話もあったのですが、浜中町含めて非常に中核的リーダーの数が多いということで、何でなんだろうと会計検査院もそこに着目して検査を実施されたところでございます。中核的リーダーの制度の御説明なのですけれども、一般的には中山間の交付金というのは、共同取り組みに支払われるお金と個人配分されるお金の二つがありまして、個人配分受ける条件の人というのは一定の所得要件がクリアされないと個人配分されないのですが、その他の方につきましては所得オーバーされた方も共同取り組みとしての共同活動が引き続きできるという要件になっております。浜中町を例に申し上げますと、所得超過したものに関しては、交付要件から外すのではなくて引き続き地域の中核的な担い手として残っていただいて、農地維持活動をしていただくというようなことで、今までこの方々はリーダーという位置付で交付を受けています。もちろん個人交付は受けていませんので、地域の共同取り組みとして交付金を活用していただいたということで、それは制度的には特段問題なく当然要領上そういった記述があるもので我々も交付金の交付を求めていました。当然北海道の検査の中でも認められておりましたので、何ら問題ないものだと思って交付金の活用を続けておりました。約20年です。それが何故か今回会計検査院の検査の中で、特

に会計検査院が注目したのが中核的リーダーの数で何で多いのでしょうか。基本集落にリーダーってそんなに必要なのではないかというようなことが指摘されました。もちろんの北海道土地が広いですし、リーダーの数が多く設定しないと、農地の管理ができないということを再三会計検査院の方に申し上げましたが、どうもリーダーイコールそんなに要らないではないかというような会計検査院の中の考えというか、そこが一向に引かなかったものですから、農林水産省含めて協議はさせていただいた中では一定のリーダーの数に制限しましょうということで農林水産省と会計検査院の方の中での話し合いで決まったことなのですが、正直市町村にしてみれば意見を申す立場にはありませんので、要領の改正というのはもう受けざるを得ないのかなということで、リーダーの数が13%以内という規定が今回改めて定めたところであります。それによって浜中町の場合は、ほとんどの方が農地維持活動に参加していただいているのですが、リーダーの数を制限するという事は、それに伴う面積の減少が当然生じてきます。交付単価がヘクタール1万5000円ということになりますと浜中町の場合は、農地面積で1万3000、4000ヘクタールを農地保有していますので、相当な数が減額されます。今回8400万円の歳出、それから歳入予算でも6300万円ということで、かなり大幅な減額になります。当然これによる影響というものはかり知れませんが、そのあたりは集落を結んでいる方々には会計検査の結果も含めてもう既にお話をしております。農協の方も一定の理解をしていますが、今後のこの農村の景観様々な問題抱える中で、さらに言うところの後継者問題は高齢化によって後継者が不足している中で、その維持活動はかなり制限されてくるということで、それは懸念されているところであります。制度の改正につきましてはこれ以上我々の立場で物申すことはできないのですが、一応経過としてはそういうことで御理解いただきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長

**○商工観光課長（戸井洋典君）** 66ページ茶内駅前公衆トイレ建設工事の関係でお答えいたします。議員おっしゃるとおり駐在所の方から防犯カメラの設置の提案をされております。担当としましても24時間開いておりますので必要性は感じております。ただカメラ自体はそんな高いものではなくて設置ができるのかなと思うのですが、個人情報関係にありまして条例制定が必要となっております。現在、カメラ設置に向けた条例制定について勉強しているところでありますので、条例制定が進みましましたらぜひ設置したいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 茶内の駅前トイレに関しては、条例制定含めてしっかりとやっていただきたいということで終わります。

中山間の関係であります。これまでは認められたものが、今度は認められないという。会計検査院というところは、何を根拠にして色んな指摘をするのかよく分からないところではありますが、先ほど課長がお答えになったように比較的交付額の大きいところを狙ったという言葉は適切じゃないかもしれませんが、その結果対象になってしまった結果こうせざるを得ませんよという話になっちゃったのかなと気がするのですが、これから先もこういうようなことが、度々起こりますとやはりこの取り組みの内容そのもの含めでもう毎年検討に検討を重ねないと中々交付金を受けられないということが起こりかねないと言えないのですよね。おそらく会計検査院ですから、今度このように改正しました。先ほどお答えあったように検査院と農水との話の中で決まったことだという話がありますが、会計検査院というところは、その後どうなりましたかと妙に確かめるところがございますので、更に色々な要求なり指摘はされる可能性もあるのではないかと思います。そういった意味で、いわゆるこの共同取り組みに参加している人達の中で、こんなに制約を受けるのだったらもうこんな制度いらぬわという話にならないとも限らないです。どんどんどんどん嵌められてくると何のメリットがあるのだという話になります。ただ先ほど課長が冒頭お答えなったように指定された要件の中に指摘もあり、いわゆる農耕期というのですか。要するにその時の期間における積算気温が低いのと過疎という要件についてはこれからもクリアできるのでしょうかけれども、実際の運用要件の見直しは、今回の内容改正によって続けられるものは一定程度あると思うのですが、それが原課の判断でこれなら将来も絶対に安心だ、指摘されることはないという、そういう自信ありますか。相手の本当に考え方一つという部分も少なからずあると思うのですが、現時点による要綱の改正でもって、今後大丈夫だというそういうお答えをいただければ、私も昔、経営者だった時に恩恵を受けたものの1人でございますので、将来的な部分というのはやはり不安な部分もありますので、そういうのも含めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） お答えいたします。この度の運用改正はこういった形で、一部納得できないような部分というのは当然私原課の課長としてもそういった感情を

抱いているところですが、これはもう改正してしまった制度ですので、これからしっかりこの制度要綱に基づいて制度の運用を図っていかなければならないと思っています。ただあの今議員おっしゃるとおり、これだけ大きな改正があって会計検査院が今後のこの制度の運用についてしっかりまた再度検査に入ってくるということも十分考えられます。まずこの運用改正後の制度がしっかり各自治体で行われているのかという検査は、今まで以上に厳しく検査されるということも予想されます。私としても運用するからにはしっかりこの集落の取り組みに対しては担当課としても検査していきませんが、国の方にはなぜ今までこれだけの活動が認められていて、今後認めなくなったということはずっと訴えていくつもりであります。当然必要な制度でこれによって農村の維持が図られていた大きな制度ですので、今後こういった方で縮小されましたが、縮小された中で活動を制限されて出来ないこともあります。やはり出来なくなったことも併せて国の方には訴えて、また逆戻りするかもしれないのですけれども、制度の拡充を求めていく場面も当然出てくるのではないかと思います。特に北海道この浜中町の農地の面積が非常に大きくて、今酪農家戸数も160戸程度しかありません。当時に比べて相当農家数が減っている中で、農地の数も面積もやはり減らないのですよ。ますますこの農地の維持活動が必要性を増してくる。その中でリーダーの数も制限されて交付金を下げられて、何が出来るのですかということも当然我々としては会計検査院に訴えてきたつもりです。やはりそういったことも含めて制度の運用をさらなる拡充も含めながらしっかり議員おっしゃったとおり運用後の実施状況の確認もしっかり見据えてまいりたいと思っています。それから最後に言われた更なる運用改正がされないのかということなのですけれども、されないように私たちも国の方にも訴えていくつもりであります。そこは農協、農業者とそういった実情も踏まえながら、訴えていきたいと思っていますので御理解いただきたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** この際、暫時休憩します。

（休憩 正午 ）

（再開 午後 0時59分）

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第75号の質疑を続けます。

8番三上議員。

**○8番（三上浅雄君）** 1点だけです。64ページ今朝の朝刊に出ました赤潮調査へ水

中ドローン。水中ドローンの確認したいところは、私も個人的に今年水中ドローンを買ったのです。ただ、町が買っているような76万円するような高いのは買えなくて15万円くらいです。黄色いものなので多分メーカーは同じです。私のも100mまでは大丈夫だとなっているのですけれども、如何せん水中ドローンというのは、コードレスではなくコードが付いていますので、100mだとすると水深100mまで大丈夫と言ってもコードが200mついていますかという、多分付いていないと思います。コードが200m付いているのでしたら100mの倍になっているのであれば大丈夫です。何故かという水深の場合ないと、潮流の影響で大抵倍の長さを要するのでそれは100mまで可能。高い水中ドローンですので水温計は付いていますので他に特性の機能、例えば採取できるとか水深のサンプル水がとれるのか、そういう機能が付いているのか。それが聞きたいのと、これの利用方法について。取水口のごみ詰まりとか、そういうものを見るときか。私たちも私がなぜ自分でドローンを用意したかという、漂流物がプロペラに巻くとか、それから循環水という水を吸い続けるところもあって、そういう水回りをドローンで見られるのではないか。潜りを入れれば3万5000円、4万円もかかるから、自分でドローンを使ってみたら何ともないということを確認出来る。そういうような使い道で、実際に今年4、5回自分で船を出して、浜中湾、港湾などでドローンを使ってみました。ただ操作がかなり難しいです。このメーカー札幌で講習会をやっていますよね。そういう講習も職員に受けてもらわないといけないと思います。これは免許というか規制が今度空中ドローン同じになると聞いているのですが、その辺のことについてお聞かせいただきたい。操作は本当にかなり難しいですから、職員に講習会とかしない限り大変ですよ。その点をまずお聞かせいただきたい。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** 御質問にお答えいたします。ドローン本体の値段にしましては、大体31万6000円となっています。その他に今議員おっしゃいましたケーブルセット、予備バッテリーが1個4時間動けるものが6万円ということになっています。その他にゴープロ水中で動画が撮れるカメラ、そして、操作にあたってiPad miniという画面が見られるものを購入しております。それでオプションとして採取とかできるのかということですが、そちらについてはもう一つ上の機種だと付いていると聞いているのですけれども、その機能はございません。ただオプションとしてアームが付きまして土とか持ってこられると聞いていますけれども、今回は要らないな

ということで購入しておりません。

次に利用方法になりますが、議員おっしゃいましたとおり今日の新聞に出たのですけれども、配水管関係、そして今直近では各漁港の水深が浅くなっているということで、そちらもきちんと確認できるということになっています。こちら計器については水温計と塩分計が付いてございます。それも活用していきたいと考えております。港湾の水深も同じなのですが、琵琶瀬瀬戸の水深も今までですと棒を入れて何mくらいとじていましたが、今度はきちんとドローンで測りながらできるのかなと思っております。その他に新川航路の水深も測るということも含めてやっていきたいと思っております。また、コンブの漁場の繁茂状況また洗耕機をかけた後のデータを取っておきまして、どのようなようになっていくかという経過を見ていながら、赤潮がコンブにどのような影響を与えたかということについてもやっていきたいと思っております。あと操縦の関係ですけれども、12月6日に購入時のセットアップとメーカーの方に教えていただきました。最初は散布の種苗センターの水槽で研修して、その後火散布岸壁に出してやったところやはり水流が多くて、大変だったということですので、まずは霧多布港だとかできちっと訓練して外海に持っていききたいと思っております。そしてサワベスタジオさんがインストラクターの資格を持っているということで、職員が2時間講習を受けるのを今後行っていきたいと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 三上議員。

**○8番（三上浅雄君）** 機能がアームロボットみたいなオプションが付けられる。今は必要ないと言うことですが、付けてもらった方がいいですよ。底質を測るために。水温計と塩分濃度計が付いているのですね。分かりました。使用方法としては、うちの組合の指導部でも先程部長とも話しましたが、洗耕機をかけた後の発芽状態の確認とか、これから調査の中で赤潮がどれだけ影響があるか。昨年禁漁区にとして残した水コンブの状態とか、たださっきも言ったのですがコードが付いていてコンブ漁場に潜らせることが出来るのかちょっと難しい部分もあるかと思えます。自分でやってみてだめだなというのは、ヘリコプターでホバリングの機能が付いているのです。水深で調整してホバリングしたらブーって回って砂がもこもこもこもこって上がって何も見えない状態になります。なかなか思ったように使えるのかというのはありますけれども、如何せんその度に潜水の潜りさんを頼んでいたら莫大な経緯になりますので、使える部分は有効に利用してほしいと思えます。インストラクターの部分は、澤辺さんがインストラクター

しているのですよ。やはり札幌の講習はプールで指導訓練をやっているのです。そういう部分では、本当に操作が難しい。空中ドローンより難しいのではないかと思うくらいに大変な操作です。水中ドローンの有効活用を組合と共にこれにも使えるあれにも使えるというような使い道でありたいなと思います。

議長、関連質問になりますけれども、この赤潮が発生した原因は、まだまだ解明もされませんし、未知の問題です。ただ私は漁師であって昨日一般質問中で3番議員からも出ている地球温暖化で私が漁師経験ずっとやっている中でまずサケマスがだめになり、次にスケソウもだめになり、何故かというやはり水温なのです。水温が高くなって水深300mに仕掛けていた網を留めておけなくなった。異常に虫が強くなって。それでスケソウも撤退。唯一サンマは残っていたのですけれども、サンマも要するに地球温暖化による暑さで海流が変わってしまって親潮の勢力が弱くなって、結局サンマの回遊がこちらまで来ないので、今年も史上最低です。主要漁場は公海150度から東の海域199トン型でないと操業できるような海域ではありません。そして今回、今まで北海道で経験のない赤潮という実態を迎えたわけ。原因究明がされて、原因が温暖化によるものなのか異常気象の中で起こってきたのかを考えると、昨日3番議員も言っていたように町は第1次産業の振興。本町は漁業と農業の二つあってそういう振興策でやっていくのが当然なのですけれども、異常気象とかはグローバルなもので、COP26みたいに国際会議でも議論されていますけれども、浜中町の小さい自治体でも脱炭素カーボンニュートラル二酸化炭素を出さない工夫それから代替エネルギー、先ほども出てきている太陽光パネル再生可能エネルギー、それと本町は酪農の町でありまして牛が出すゲップに含まれるメタンガス、このメタンガスには普通の火力発電で出す二酸化炭素の20倍出るそうです。1番多いのは農業の中でも水田稲作で出るメタンガスがすごく発生する。次に多いのが牛から出るゲップがメタンを出す。最新情報で牛が出すメタンガスを削減できるような肥料開発がされていると聞いていますけれども、その辺もそういうものを本当に可能なものがあるのか。そういうのは努力してメタンを出さないようなものを考えていかなければならない。ただ本当に小さなことで、浜中町が独自にやれる例えば二酸化炭素を吸うには植林、そういう政策を立てながら、そしてまた牛が出す糞をバイオガスエネルギーとしてエネルギー転換も考えられますし、そういうことを本当に小さいことでも浜中町として取り込んでいこうという、何かできることもあるのではないかと。2033年にはこのままいくと2.7度気温が上昇しちゃうと、再生不可

能な地球環境になってしまう。1.5度くらいに抑えないともう手の打ちようがなくなると言われている今現在ですので、確かにこの小さい町村で何をやったというようなものもあるかもしれませんが、町としてそこら辺の何をやればいいのか、これがいいのだということにはならないけれども、こういうふうにしたらいいのではないかという地球温暖化、脱二酸化炭素に向けた何かやろうとするときに組織を作って例えば課長クラスでプロジェクト会議を設けるとか、そういう考えがあるのかないのかと言ったら、ないとは言わないと思いますけれども、昨日秋森議員が言っていたように小さいことから始めないともう間に合わなくなる。そういう状態になってきていますのでこの赤潮も分からないですけれども、温暖化なのだろうと思います。漁業環境は最後まで生き延びた私たちが今やっているタコが、先ほど良い情報が入りまして、沖の方は被害がないようで何とかやれるのかなというちょっと前に情報が入りました。明日までも全く赤潮でやられてしまったタコ縄をもう一日巻かないと家の船はもう帰ってきましたが、今日巻くだけにしてそういう作業をやっていますけれども、今日巻いた船からか良い情報が入ってきましたので、何とかなるのかなと思います。最終的にこの何日間は全く昨日一昨日の8隻の水揚げが小ダコで190キロ、大ダコが700キロ8隻ですよ。8隻ですから割ってください。割ったら1隻で何キロ。これキロですよ。そんな状態を3日も4日も繰り返しているわけです。赤潮との因果関係は、まだ判明しませんけれども1番心配されるのがやはり今まで起こらないことが起こる。異常気象もその通りで、やはり脱二酸化炭素カーボンニュートラルを進めなければ、小さな町でも何かやらなければならないと考えますので返答ができるのかどうか。もしできるのであれば、例えば牛の餌の肥料の関係もあったら教えてもらいたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（久野義仁君）** 地球温暖化の問題は大変大きな問題として、私も農林課特に畜産の分野では非常に重要な課題だと認識しております。今議員の方から牛のゲップの話が出ましたのでその内容について御紹介申し上げます。牛が牧草食べて胃の中で食べた後に分解してそこで発生されるものがいわゆるメタンガスとして、牛のゲップとして最終的に排出されます。メタンガスにつきましては、全体の二酸化炭素の約25倍と言われておりまして、大変大きな温室効果があるということで、大変重要視されております。現在、日本でメタンガスの排出量につきましては、2020年対比で2030年までにメタンガスを30%削減するというような目標で、最終的に2050年までには

80%削減するという目標を立てております。それで家畜由来のゲップの削減については、様々な今検討が研究機関でされていますが、餌にサプリメントを入れてメタンガスの発生を抑制させるという働きが既にもうかなり高度な研究中で解明されておりまして、牧草にどのぐらいサプリメントを混ぜれば効果があるのかということが今検証中なのです。ただやはり問題はサプリメントの値段がどのぐらいかかるのか、通常の餌を食べさせつつサプリメントを与えると当然、コストが増になってきますので、そういったところをまず農家の方にきちんと説明した上で、出来るのであれば浜中町の酪農家全体が取り組みできればいいのですけれども、財政的な負担も伴うので、様々な支援策という今後出てくると思うのですけれども、今、家畜の問題に関しては大きなのはゲップ問題です。

それから平成12年から始まった家畜ふん尿のです。ふん尿国営かんがい排水事業によって家畜ふん尿を要する河川に流さない海まで行かせないための施策というのは平成24年に完了しております。そういったことで家畜ふん尿問題の対策は出来ているのですけれども、今家畜ふん尿をどう今度活用するかということで、畜産バイオマスの関係、今年から産業都市構想の調査始まっておりますが、そういったところの有効活用も当然考えていかなければならない。

それから議員からもう1点出ていた植林の問題です。当然COP26が掲げている目標を達成する上では、当然今ある森林が当然あっての目標なので、まず森林面積を減らさないことをしっかり考えて、その上でしっかり森林を切って植えての循環をまず持続的にやっていく中でどの程度植林の面積を増やしていくかということも一体的に考えていかなければなりません。そういったことから申し上げますと、森林が抱える責任というものは大変大きいものと思っていますので、先ほど申し上げました家畜の問題と森林保護保全の問題も含めて一体的に進めていきたいと思っています。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** カーボンニュートラルの関係についてお答え申し上げます。昨年10月に総理の方から日本国のカーボンニュートラル宣言っていうのが出されまして、その後の経過としまして脱炭素社会を目指していくという中にあって二酸化炭素の排出ゼロ表明をした自治体が10月29日時点で全国479自治体です。隣の厚岸町も今年3月にゼロカーボンシティ宣言をされたところであります。いずれにいたしましても今後5年間環境省の方から説明があったのですけれども、脱炭素先行地域を

作って集中的にカーボンゼロに取り組んでいくことが示されているところでございます。本町といたしましては、来年3月に本町においてもゼロカーボンシティ宣言を行う上で今後、他の市町村もそうなると思いますけれども、それぞれの市町村ごとのゼロカーボンの市町村実行計画というものを作っていかねばならない。その中では皆さんに議論いただきながら、浜中町にどのぐらいの二酸化炭素量があるのかその上で例えば、再生可能エネルギーをどのように使っていくか、あとは町民の皆さんに取り組んでもらうことは何なのかということもお示ししながら皆さんでカーボンゼロに取り組んでいく流れになっていくかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 三上委員。

**○8番（三上浅雄君）** 農林課のゲップのサプリメントの話、そこにコストの関係が絡んでくる。先ほど落合議員から出ました中山間で会計検査院に指摘されて変更になった。逆にこういうゲップのサプリメントに金が掛かるのでそれだって、補助の対象になるのではないかと。それはそれで進めていって、いかにメタンを減量するか。頑張りたいと思います。

今、企画財政課長からの説明のとおり、浜中町としてもカーボンゼロを来年3月に出すと、それによってそれに向かった色々な施策を考えていくことになろうと思っております。カーボンニュートラルゼロに向けて町として町民ができること、我々が小さな試みでもできること頑張ってきてやってきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。終わります。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。浜中町のこれからの取り組みについて担当課から今御説明ありました。これはとても担当課云々じゃなくてやはり町長の基本的な取り組みに対する姿勢が更に問われているのだらうと思っておりますので、締めとして町長から一つ哲学的な意味合いも込めて町のこれからのあり方ということですから、そういう大局観の中で御答弁事いただければありがたいと思っております。よろしくどうぞ。

町長。

**○町長（松本博君）** ただいま農林課長それから企画財政課長含めて答弁しました。水産課長からの水中ドローンのことも含めて全部今やっている事業というのは、うちの町まだいいのは火力発電所がないこと。釧路にはあるのですけれども、うちにはないですからまずそれはいいと思うのです。これから本当に農業漁業の産業に温暖化、脱炭素含めて両方の産業が大きく影響を受けると思いますし、本当に温度を下げていくことを含

めて、国で世界でやっていかなかと収まらないと思っています。だからCOP26でその話がされて温度を下げるという話になってきていると思います。是非うちもカーボンニュートラルも含めて3月にはその方向を示したいと思いますし、うちの産業を守るために温暖化を止めていくということも含めて、仕事をする、それは全庁の各課に亘っての話なると思います。しっかりやっていきたいという決意で各課頑張っていきたいと思っています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 3番秋森議員。

**○3番（秋森新二君）** 今の8番議員の質問されました水産振興に要する経費等の64ページの下段にあります観光客誘致宣伝等に要する経費と68ページの町道維持管理に要する経費について質問したいと思います。

今、8番議員からもありましたが、激甚災害と言われているこの緊張の中で、昨日浜中町が赤潮調査を急ぐため水中ドローンを購入したという報道がありました。機種や機能等について大変詳しく書かれていて、8番議員の答弁にもあって概ね機能等は理解いたしました。私からも水中での稼働時間と耐用年数について聞くつもりでしたが、水中での稼働時間が4時間と言われたので理解いたしました。耐用年数はどのくらいなのか。塩水に入りますからどのくらいの耐用年数かちょっと興味があるので教えてください。それから利用度貢献度は漁業にとって大変素晴らしいものだと思います。浜中町も当然、こういう災害時ですからドローンの必要性は分かります。釧路管内で初めてということですから、本当に凄く良いことやってのけたと思っています。利用度貢献度からいったら各組合に一台ずつ提供してもらった方がずっと貢献度があるのですよ。利用度もありますし、北海道が2700万円使って来年海底調査するとなっていますが、できるだけ早い時期にやはりやらなきゃならない事業だと思っているのですよ。ですから、浜中町もそういう調査もこれからやっていくという報道ですから、当然やらざるを得ないことだと思いますが、やはり組合にも水中ドローンがあれば、更に色々な活用方法もあります。コンブ資源調査もわざわざ浜中町から来なくても組合でやれます。それから定置漁業も時化の後にあの大きな縦網がどのようになっているのかそういう心配もあります。その調査もできます。ですから、浜中町の職員の足を煩わせなくても組合ができるような事業なのですよ。ですから、組合に100m20万円くらいで買えますから、今回は31万6000円ということですからその辺のお話をお聞かせください。

それから観光客誘致宣伝等に要する経費について北海道教育旅行説明会に使用した費用弁償ということになっていますが、この北海道教育旅行はどのような企画内容になっているのか教えてほしいなと思っています。

それから町道維持について3月議会では5000万円計上しているのですが、今回不足で1321万7000円ということですので相当大的な維持管理が必要となったのだらうなと思いますが、その内容を教えてください。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** 御質問にお答えいたします。耐用年数につきまして、メーカー確認したところメーカーからは返答がございませんでした。それで長く塩分に浸かるものですから長く大事に使うということで、メーカーからは海水から上げたら真水に40分浸けて塩を抜いてくださいと言われてました。前回もやって40分間塩抜きをして保管している状況になっております。

次にドローンを組合にということですが、こちらについても財政課と協議した中でもその話出ました。ただ議員も御存じだと思いますけれども、火散布沼の塩分を測っております。そちらについて私どもの方にお問い合わせされている状況に現在あります。本当でありましたら私たちの方としては、組合さんの方に全部塩分器で測って対策していただきたいのですけれども、そういうことについてもできないということでありましたので、私どもがドローンを買いました。ドローンについても各漁港の水深とか色んなものを測ったりできるものですから、まずは先に私どもが買って操作したいと考えております。今後ドローンとかの話になりましたらその時検討したいと思っております。ただ今年各漁協さんの方に補助としてどういうものが必要でしょうかと聞いた中では、そのことは記載されておりましたので検討しておりません。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** 64ページ観光客誘致宣伝等に要する経費15万円の関係でお答えいたします。これにつきましては北海道と北海道観光振興機構が主体となって北海道教育旅行説明会及び相談会を実施するというところでございます。12月7日大阪市、8日名古屋市、9日東京都の3会場で行う予定となっております。これにつきましては第1部と第2部に分かれておまして、第1部では主催者による説明会。縄文遺跡群の世界遺産登録と活用の可能性という説明会、それとウポポイについての説明を行うこととなっております。第2部では、相談会ということで参加いただいている学校

関係者、旅行会社担当の方に町村それぞれ個別に町で行っている教育旅行の情報発信をすることになっております。令和元年度の実績でございますが、各会場の相談会の学校関係者、旅行会社数は東京会場20名の参加、名古屋会場7名参加、大阪会場21名の参加となっております。浜中町としましては、教育旅行を受けております霧多布湿原トラストの職員に派遣依頼をするということで15万円を計上させていただいております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** 議案68ページ町道維持管理に要する経費1321万7000円についてお答えいたします。議員おっしゃるとおり町道維持業務委託料は当初予算で5000万円を予算結果計上させていただいておりました。町道維持補修業務につきましては、例年、地域要望などの他の多くの要望を受けて実施してございますが、今年度は住民生活の中で危険性などを考慮して、多くの要望の中から必要と思われる補修について実施をした結果予算不足となったものでございます。それで本年度の状況としましては、例年同様、春の雪解けの後に発生する路面の亀裂、それから陥没等に対して砕石を投入するとしての不陸整正ですとか、あと舗装の補修などの多くの作業がございました。その中でも、茶内原野方面で路盤の打ちかえについては交差点部分が全体的にひび割れをして亀の甲羅のような状況が全体的に広がって一部のアスファルトが路盤から外れていて大きな穴が空いている状況がございましたので、ここについては路盤を打ちかえてアスファルトを打ち直した大がかりな工事もございました。それと路面崩壊等もありまして1件で大変費用の掛かる補修が多かったということが、この1321万7000円の予算不足の要因と捉えております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 秋森議員。

**○3番（秋森新二君）** 観光客誘致宣伝等に要する経費等と、ただ今説明がありました町道維持管理に要する経費は理解しました。ありがとうございます。ドローンの関係でありますが、調査対象にウニ、コンブ、タコの生息状況となっておりますが、小ダコに関して大半の大きな被害状況になっているということはもう周知と思いますが、漁業者の方から聞き取った中でも大方が、小ダコに関しては被害を受けているということで大変危機感を持っております。刺し網業者の網にも死んだタコがかかるということですから、被害の大きさが分かります。今回、赤潮調査のために水中ドローンを買ったということですから、タコの被害状況と海底の調査も兼ねてやるのだと思いますが、これは単

なる調査ということなのですか。被害が実際にあるのですけれども。生息状況を調べて、やはり被害があり、こういうことかという単なる調査だけが目的の調査なのですか。当然そうだと、共済に加入にされていない方が結構多いですからタコ業者も。そういう方の支援などを考えての調査なのか伺っておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 質問にお答えいたします。新聞報道にありましたタコというのは、タコのこと調査できるというお話ただけでありまして、基本的な考え方としては太宗漁業であるコンブ漁場、そちらが私どもとしては一番心配であります。そのことは雑草駆除をかける前にいち早く海底を見てみたいということで、購入まで2カ月程度かかるということでしたので、先に購入に手続をさせていただいたということになっております。ただの調査といっても私どもで出来る調査はそこまでの調査はできないと思っておりますので、まずは漁場をどのようになっているか海底状況を見るということが私どもの調査だと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 大変残念な答弁だと思いますが、コンブに関しては孢子がどうなるかは、来年でなければなかなか分からないのですよ。その孢子の調査も水産普及指導所がやっていますから孢子の数はまだ出ていませんけれども、コンブの着生に関して影響出るほどの孢子が少なくなったとは浜中では思いません。我々コンブに携わっていますから分かります。今でも拾いコンブ等で脱色しているような色素が抜けたようなコンブはないですから、10月の操業の時もさほどそういう検証は浜中町では見られていないから大丈夫かなと思っているのです。それでも調査の必要性はありますからやっていただきたいなと思っておりますが、昨日の質問の中でも被害状況に対しての答弁の中でも後ろ向きな感じでちょっと傍観者みたいな感じに受け取れるのですよ。激甚災害と言いながら要請活動を早々とやってくれていますよ。そういう中でも3カ月も経ちます。やっと町が支援を打ち出したのが共済未加入の養殖業者12名です。それも50%にするのか、100%するのか決まっていない。組合経営も大変だから職員に影響が出ると言っても、多面的でそのお金が出ますというそんな話はないですよ。そういう後ろ向きな答弁で傍観者みたいに感じているのですが、もう少しタコの被害に対してもやはり考えてやった方がいいのではないですか、未加入者多いですよ。聞いておきます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

**○町長（松本博君）** 町は後ろ向きな調査方法だとか、そういう姿勢でいると言われると、私としても担当課長としてもこれまでやってきとことか何だったのかということが問われていると思っています。本来ならそのために水産課としてもドローンも買って何とか調査できないかと。これやったらいいということが分からないのです、みんな。分かっているならもうしませんけれども、その中で赤潮対策をどうやってくか、まず被害の状況も掴めてないという状況であります。ですから支援だから支援というのはちょっと早いと思うのです、しっかり分かってから。国だってこれから調査をやるという状況ですから、もう少しちょっと時間をもらって、そして漁組と漁家とも相談して決めていきたい。そしてまた道から国からのこともやっていきたい。それまで少し待っていてください。それでうちはドローンを買いましたけれども、もし必要だったら漁組さんもちゃんとドローンを買うべきですよ。町に買ってこれって言ったら、これから予算化しますのでまだまだ時間かかるのではないかと思います。今、何ができるか模索の中でドローンを購入しましたけれども、やはりそういう中からすると漁組サイドも必死になってこの対応してもらいたいと思います。手を組んでスクラム組んで浜中町の漁業を守っていくスタンスだと思います。その中で後ろ向きだと言われるのは心外だと今思っているところです。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他の方どうぞ。

1 番川村議員。

**○1番（川村義春君）** 48ページ職員住宅維持管理に要する経費の工事請負費備品購入費についてお尋ねをしたいと思います。この予算は前医師住宅のリフォームと必要な備品を購入するものでありましたけれども、事業中止で全額減額になっております。これまでの経過と今後の対応について聞いておきたいと思っていますが、次年度の当初予算に計上する新しい医師の住宅建設事業の内容、現在の建っている医師住宅の解体費を含めて新しく作る建設場所、医師とそれから聞くところによると北大から来る医師の住宅も兼ねてということのようですけれども、その内容について詳細を聞いておきたいと思います。町民の目線が今、折角ある医師住宅に住まわないで、それを解体して新しい医師住宅を作るという背景についても経過中に含めてお知らせをいただきたいと思います。

それから52ページ戦没者追悼式に要する経費の報償費でありますけれども、当初予算は5万9000円に16万1000円を追加して22万円予算で代替事業の実施と

今説明を受けました。例年5万9000円くらいで記念品付いて収まっていたのに、コロナの関係も含めてあると思うのですけれども、その代替事業というのはどういう内容なのか。例年の記念事業に加えて、記念品を増額するというのは何か特別なことをしたのかなという金額は小さいですけれども、そんなこと疑問に思っていますので分かるように説明をしてください。

それから56ページ児童手当支給に要する経費でありますけれども、児童手当特例給付に伴うものと説明がありました。これは今国会等で議論されている10万円給付に関連するものなのかどうか。これはコロナ対策で年内に5万円支給すると。それからクーポン券で5万円を年明けに支給すると。これは子育て支援と経済対策だと言っています。このクーポンをやることによって事務費として967億円も費やすというそのほかあげたことを言い方悪いですけれども、やるということですね。本町においては聞くところによると、現金給付も可能だと聞きましたので、事務費こんなに使わなくても各自治体が判断すれば、現金給付でやれるということもあると思うのです。その辺の内容について、もし私が聞いたことに対して違うのであれば違うなりに、この科目じゃないよということがあればそういうことの説明もしていただきたいと思います。

それから58ページ新型コロナウイルスワクチンに要する経費ですけれども、これは3853万6000円皆増で歳入も同額とみています。それで4500人分の予防接種委託料ということで予算計上がありました。それでちょっと関連になるかもしれませんが、今まで2回接種をして色々な会議とか会合とかに出る場合、接種証明書というのが必要だとよく言われますよね。終わった後で予防接種済証が出ていますけれどもそれは紙ベースであるのですが、データベース化をするということもちょっと聞かれています。その辺の状況について今後接種証明書の扱がどうなるのかについてお聞きをしておきたいと思います。

次に建築行政事務に要する経費で68ページになりますが、安心住まいる促進事業助成金90万円の追加で、当初350万円でしたから440万円になります。新規3件分と聞きましたが、これまでの実績を教えてください。この助成事業については、町民に大変喜ばれていると思っています。新築する場合、リフォームする場合、水洗化にする場合も対象になっているということで、とってもいいなと喜ばれているわけです。ただ一度住宅の改修なりリフォームなりに利用したら、例えば住宅の壁を塗装したけれども、内装もやりたといった場合には二度と使えないのですよ。一度を利用したら二度と

使えない。これは上限がありますけれども金券で助成されるのですよね。これ浜中町の町内で利用できるから町内の活性化事業にも繋がるのです。そういう意味からすれば、別の箇所のリフォームにも利用できるように制度仕組みを変えるべきだなと思うのです。制度の見直しをすべきと思います。そんな提案をさせていただきたいので、それに対する考え方をお知らせさせていただきたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** 議案の48ページ職員住宅維持管理に要する経費の2200万円の減額の経緯をとということでございます。前入居者であります小川医師が3月までおりましたので、退去後に事業費である2000万円で改修する予定でありました。内容は今加藤励先生と一緒に改修内容含めて内覧をさせていただきました。その際加藤医師の方から中見た限りでは改修してまで住めるような場所じゃないということで改修しないでくださいということで、今まで職員住宅に住んでもらってまして、今、民間のアパートに入っております。そんなこともあって、まず医師から言われているのは、私の住宅ではなく北大の先生の方からも苦情等聞いているようで、できれば北大の先生が入る住宅を先に建ててほしいということで、町としましては同じタイミングで解体と改築を行いたいという旨はお伝えしてあるのですけれども、まだ同意に至ってないというのが現状でありまして、近いうちにこの内容も含めて医師との相談も含めてやっていきたいなと思っています。それで場所は旧医師住宅が建っている場所になろうかと思います。解体後に改築なのか新しい住宅を建てるのかということ、内容的には医師住宅は平屋の一戸建てと北大の医師につきまして今は女性の医師さんが多いものですから中には男性の医師の入った後に入りたくないという医師さんもいまして、そういうことも配慮いたしまして1棟2戸で建てさせてもらいたいなということを考えておりました。まだ医師との話が済んでおりませんので、具体的な工事費も含めて建設方法も含めてまだ検討中ということでございますので、御理解願いたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** 52ページ戦没者追悼式に要する経費からお答え申し上げます。報償費16万1000円の追加と消耗品費18万7000円の減額ということでございます。こちら議員御存じのとおり毎年10月5日戦没者追悼式は文化センターを会場にして実施しております。今年につきましてはコロナ対策ということで追悼式そのものを開催しないと併せて遺族会の会員の方がかなり高齢になってきております。

50名程度の会員がいらっしゃるのですけれども、文化センターに赴くことがかなり厳しくなっています。そういったことも踏まえまして今回につきましては、開催の方法を変えさせていただきました。例年、報償費は数万円でしたのは、参会者に対する記念品ということで参会者が少ないということで額が小さかったのですけれども、今年度につきましては全会員にお線香セットみたいなものを町長からのお手紙を添えてという形でお送りしています。会員の方からは非常にうれしいということで好評をいただいております。当然、高齢で足腰も弱くなってきているというので、こういう形にしてもらったのはありがたいということでお話も伺っています。その分でこのような予算措置とさせていただきます。当然、会場にかかる消耗品等が逆に必要なくなりますので、消耗品については減額させていただきました。好評だったということもありますので、会員が喜んでいただけるのであれば来年もこのような開催の方法で考えていきたいなと思っていますところでございます。

56ページ児童手当支給に要する経費31万3000円、今回の経済対策の10万円給付とは別のシステム改修でございます。関連してですけれども、今後の方向性とかクーポン券の話ですが、前段として先行型での5万円については昨日専決処分の報告という形で予算の報告をさせていただきました。後段のクーポン券の分につきましては、地域の実情に応じて現金給付も可ということにされておりますけれども、道新の今朝の朝刊の1面にも載ってございました。総理は現金給付も認めるよというようなことで、もともと国で言われていたよりは少し縛りが緩くなるのかなと思っています。当然クーポン券にしますと、クーポン券を印刷しなければいけない、換金業務費も発生します。内々にですけれども、国の方からは換金業務については地域の金融機関ということ想定していますよということも言われています。金融機関に相談というかお話をも伺ってみました。現金にすると3500万円強になるのですけれども、その換金業務額面500円のクーポン券だと思うのですけれども、それを5カ月間で全部換金するというのは、そこそこの委託料をいただいても、かなり事務的に金融機関としては厳しいと聞いています。さらにクーポンを印刷、それから事務手続等考えると経済対策と言いながら、年度末年度始めの卒業、入学、新学期に向けてと国では言っていますけれども、それに間に合わないような状況等も発生すると担当としては思っています。そういったことも含めて本町においてはいくらかでも町民の手元に早く届ける方法ということを考えて許す限り現金給付で実施したいと思っています。ただし現金給付にする場合については国か

らゴーサインをいただかなければいけないので、正当な理由を付して国から了解を得たうえで現金給付を実施していきたいと考えております。なお、後段のクーポン券の分の予算は当然事務費も少なくなってきましたけれども、そちらの分の予算補正につきまして現在の予定では国で2月中ということで、臨時会もしくは予算専決ということで国の方から言われておりますので、年明けてからどちらかの御相談をさせていただくことになろうかと考えております。併せて生活困窮世帯、低所得者世帯の10万円についても同時期の補正と考えているところでございます。

それとワクチン接種の接種証明書の関係です。データ化ということですが、現在本町においては、本町ばかりじゃないですが、証明書については紙ベースで国から示された様式で発行することになっております。必要な方は窓口で申請していただく形になっております。現在、紙なのでございますけれども、データ化するようにときていますけれども、現在のワクチン接種のシステムにマイナンバーを登録することによってリンクさせてデータ化することになっております。御存じのとおり集団接種で一挙に接種をしたわけですが、接種された方がマイナンバーカードを持っているか持っていないかを都度確認することは非常に困難でございます。紙ベースじゃなく電子化が必要だという住民の方がいらっしゃった場合については、窓口申請時にお話を聞いてその人のマイナンバーをその都度システムに登録したうえで電子による証明書の発行を考えているところでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** 議案68ページ安心住まいる促進事業助成金の御質問にお答えいたします。安心住まいる促進事業助成金につきましては、議員おっしゃるとおり当初予算350万円でスタートしておりまして、現在の状況でございますが促進事業の申請の実績としましては、今日現在、新築の物件が3件、リフォーム物件が18件の申請を受けておりまして、それに対してピリカ金券になりますけれども、3455万3000円の助成をしている状況でございます。この助成金の金額はピリカ金券の額とは異なりまして、ピリカ金券を町内で使っていただいた店舗から請求に基づいて支払っているものでございます。その実績で言いますと、今日現在313万4000円の支出となっております。予算残が36万円程度ということになっております。本年度残り4カ月ということですので、予算不足になるということが確実ですのでこの度1月から3月分までの3カ月分として90万円が必要だろうということで、予算要求をさせていただ

いております。それと議員おっしゃいます別な箇所を利用をできるよう制度の見直しをしてはどうかということですが、こちらも議員おっしゃるとおり、現在のこの制度は安心の住まいづくり、それから地域経済の活性化に対して大変効果的といいますか、評価が高い制度でございますので、これは見直した方がいいだろうと私も考えております。それで別な箇所を利用するところでございますけれども見直しに関しては、例えば屋根や壁を直して10年後に同じ工事をしたいといった時に使えるような方法が便利なのかなと思っております。見直ししますと、複数回使えることになりまして予算も増えますけれども、それと町民の利用のしやすさの両方を考慮してどのような拡充といいますか、見直しが図れるかについて企画財政課などと協議のうえで検討作業を進めたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 48ページの医師住宅の関係ですけれども、詳しく御説明をしていただきました。新しいお医者さんは町民にも本当に喜ばれておりますので、手厚い対応をしていただければと思います。そういった意味で新年度までに設計に組んでもらって、きっちり仕事をする。平屋建てと聞きましたけれども、医師と十分協議を重ねて、それから北大から来る先生の住宅も兼ねるということで、棟続きになるのだろうけれども、そちらの方の先生方の話も聞いて対応していただきたい。無医村にはしたくないという町長の思いもありますので、是非それは続けてほしいと思います。この件について答弁は要りません。

それから戦没者追悼式の関係はよく分かりました。これも本当に高齢になってきていることは事実で、今年度は追悼式をやめた。今後こういう方式に改めたいということでしたけれども、毎年私たちは御案内をいただいて、参加する体制をとっているのですけれども、こういうふうに変えたということは知らされてなくて中止しますよというだけなのです。だからそういう仕組みに変えるというのであれば変える。私はだめだと言っているわけではないです。消耗品のことは言っていないから消費は当然中止になっているから落としたなど。ただ記念品だけは増えているから、記念品が増えているのはやはり遺族の方に何らかの形で渡したのだろうと想像しますけれども、そういうことを知らされていないから、小さい話ですけれども大事なことなので、今後もし類似事項があればこの事案だけではなくてきちんとお知らせをしていただくという配慮いただきたいと思っております。これも答弁要りません。

56ページ特例給付に伴う10万円の部分ではないということは分かりました。大変失礼をいたしました。内容については、先に専決処分の部分で若干お話をされているのとちょっと勘違いしましたので、これについては了解です。

それから58ページの接種証明書です。これについて予防接種済証が代わりになるということでもいいですか、考え方としては、それぞれに2回終わった時に臨時という括弧書きがあつて、それが接種済証になりますよという捉え方でいいのかなと思うのですが、そういうことでもいいのかどうか確認だけしておきます。

それから68ページの安心住まいの関係ですけれども、建設課長からとっても前向きな素晴らしい案が出ました。同じ箇所を十数年後にまたやりたという場合についても対象にしたほうが良いという逆提案がありまして、もっともだと思っています。是非早期に制度の見直しをして、新年度からでも利用できるように、対応していただきたいと思っています。改めてその部分でいつまでに見直して、いつから対応できるかという部分についての説明をいただきたいと思っています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** 52ページ、答弁は必要ないというお話だったのですが、若干私言葉足らずのところもありましたので補足させていただきたいと思えます。今年はコロナ禍ということで、せっかく落ちついてきたところでまたということを防ぎたいので中止にさせていただきました。中止にするにあたって毎年追悼式をやっているのに何もなしで中止はないだろうということで、代替的に線香セットを送ってあげるといいのではないかとということでやってみました。その当時、来年はまた元通りに追悼式をやることも考えられたようではありますが、実際に今年のパターンでやってみたところ、非常に喜ばれたということがありましたので、それで来年以降もという話をさせていただきました。議員おっしゃるとおり、開催方法を変えるのであれば説明というのは当然なのですが、今回は急だったので説明に至らなかったということはお詫びしたいと思えます。当初予算でそういう形で計上させていただきたいと思っていましたので、そのときにはきちんと説明するべきだとは思っていたのですが、その辺は御容赦いただきたいなと思えます。

それと接種済証の方ですけれども、議員もお持ちだと思います。大抵のところはあれで証明になると思えます。ただあれで証明にならないパターンもございます。その場合については証明書を発行するという形で、1番の分かりやすいのは飛行機に乗って海外

へ渡航するようなときは済証ではなくて証明書という形で万国共通ということで日本語だけじゃない証明書になっていますので、その辺については証明書発行しなければいけないよと。あと通常飲食店に入ったりとかそういうときには、済証で十分事足りるはずですので、それで対応していただきたいと思っています。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** 安心住まいる促進事業助成金の見直しの関係の御質問にお答えいたします。見直しに際しましては、要項の改正が必要になります。様式等とあとはこの制度年数経ていきますので、そういったこの住宅がどういう改修をしたかという管理の部分も見直しが必要かなと思っています。今の時点でははっきりと新年度からは明言はできないのですが、なるべく早く、要項等も改正して整えられるように鋭意努力してまいりたいと思います。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 最後の部分なのですがけれども努力していきたいということで、これは政策ですから原課の課長がこうしますとは言えないでしょうから町長から答弁いただきたいです。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 課長から協議して進めたいと言われてはいますがけれども、それはそれでいいのですけれども。この制度自体できたのは、やはり目標っていうのは建設業界関係にしっかり仕事を回すということで、始まりました。中身は。要は地元の建設業さんの仕事のためにということで始まって、そしてそれに対する支援として金券を出してお店屋さんとかそういうところも使えるということになりましたよね。ですから、最初の目的がそういうことになってくると少し変わるのかなと。広くやることで2回目ということは1回その時止めていたと思うのですよね。私が今答弁したら後ろ向きなるかもわかりませんが、振ったのが悪かったのかもしれないが、最初の目的からちょっとずれるとすれば、再度そのこともしっかりうちの関係するところ含めて、今度こういうことはいこうねということ、これから10年間経って、今7年目ぐらいですかこの仕事が始まってから、そんなに難しいことじゃないと思いますけれども、目的がそうだったっていうことを含めて、直す人のためにやったのではなくて、言い方がちょっと違いますけれども、そこから始まったのですけれども、今そういうふうになんかちょっと変わってくる可能性がありますので少し時間をいただきたい。決して4月からという約束は

今はしませんけれども、私どもも詰めていきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にどうぞ。

5 番加藤議員。

**○5 番（加藤弘二君）** 2 点質問させていただきます。5 2 ページ、戦没者追悼式に要する経費のことで、戦没者追悼式は 1 0 月 5 日でしたか。全国でも開催され浜中町でもずっと開催をされてきたということでもありますけれども、私は戦没者追悼式というのは、8 0 年近くやられてきたのですけれども、亡くなられた方は 1 0 0 歳を超えている人々、1 2 0 歳くらいの人たちなので、ここまで追悼してきたのだから私はもうこの追悼式に幕を閉じていいのではないのかなという考えでおりますが、浜中町でも国はいつまでやろうとしているのか。それから浜中町ではこの追悼式いつまでこう続ける考えでおられるのか。そんなことを考えたことがあるかどうかも含めて答弁願いたいと思います。

それからその下の福祉灯油購入助成、今年度もこのように進められてきているのですけれども、当初確か 1 0 0 リッターだったという記憶はあるのですけれども、1 人何リッターの助成がされて、該当者は何名おられるのか。該当される方の生活状況というのは、どういう状況なのかを説明していただきたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** 2 点についてお答え申し上げます。1 点目戦没者追悼式ですけれども、私の方からは現状、他の自治体との現状とかの考え方で今後もずっと続けていくかどうか、これは政策的なことになりますので私の方から答弁を申し上げることはちょっと苦しい部分もあるのですけれども、どこの自治体も本町と同じように戦没者追悼式これまで開催されているようでございます。今回は臨時的に中止するにあたって、何か代替措置はないかということも含めてよその町の開催方法等を調べてみました。そうしましたら、本町今年臨時的に記念品をお送りするという方法をとったのですけれども、やはり高齢化で会場に赴くことが困難なのでそういうことを避けて本町と同じような取り組みにシフトしてきている自治体が相当数あります。さらには議員おっしゃるとおり、時間経過で戦没者追悼式を取りやめにしたという自治体も幾つかあるように調べたところでございます。今後の方向としましては、担当としては、先ほど 1 番議員にもお話ししたとおり今回の方法で御遺族の方から喜んでいただけたというのがありますので、当面、今年の方法で実施したいと考えております。ただ、戦後 7 0 数年も

う80年近く経ったというのも事実です。現在の遺族の方も実際に親兄弟という関係ではないところに今後はなってくると思いますので、そういったことを含めると議員おっしゃるようなことも考えなければいけないときが来るのかなとは思いますが。ずっと継続できるものかどうか、そこら辺について私の方からは100%の回答は申し上げられないので御理解いただきたいと思います。

それと福祉灯油の関係でございます。数量については、年度当初と変わっておりません。今回の補正57万2000円につきましては、燃料高騰による単価の上昇分です。それによって足りなくなると想定した分を予算化したものでございます。ちなみにですが、当初予算ではリッター単価76円で計算しております。今補正につきましては単価102円です。数量については100リッター、対象220世帯となっております。どのような世帯なのかということになりますと、高齢者世帯ですとか収入の少ない方、そういった形でやっています。元気にバリバリ仕事されている家庭については権利がないということでございますので御理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** ありがとうございます。最初の追悼式の件でありますけれども、1年間振り返ってみて第2次世界大戦が敗戦という形で終わって、日本全国本当に厳しい生活を強いられた戦後の生活を考えれば再び戦争しないという憲法をきちっと持ったことがきちっと守られていることを願いながら追悼式に私もずっと参加してきました。身内には戦死者はいなかったのですけれども、多くの戦没者が日本中あちこちにいたことからずっと参加してまいりました。そういう中であの戦争を反省するという機会は年に3回程ありまして、5月3日の憲法記念日、8月15日の終戦記念日、そしてこの戦没者追悼式の三つほど考えられることがあるのです。それでそういう戦争に反省する日本国民の心際は大変大事なことだと思ながら参加しているわけですが、しかし一方で戦争が再び起こることのないようにという憲法を持ちながら、やはり東アジアで中国と台湾問題、日本政府が敵の基地を攻撃するミサイルの開発とかそれからまた相手は台湾に有事があったときには沖縄を攻撃するとか、そういうきな臭い動きもあるわけで、私はこの際三つの反省する機会を一つにまとめて本当に日本国憲法に則った平和外交をきちっとやって、軍隊を持たないという日にすべきで、ただその何か1年に1回あるからそういう機会に参加しようということではなくて、やはり初心に戻って二度と再び戦争しないというそういう日を一日決めてみんなで国民が学習してやるべきでな

いのかと。毎年これがあることだからということで、ただ単に進めるだけでなく、もう少し意味を持たせた本当に憲法で定めた再び戦争しないという勉強を日本国民がきちっとするような、そういう日にすべきではないのかという個人的な意見を持っているのですが、町としては、これらの三つの平和的な集まりを一つにまとめるなりすべきではないのか、考えていただきたいと思うのですが、その点について浜中町はどんなふうに考考えるでしょうか。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 今回は補正予算で戦没者の追悼式の関係であります。併せてなにかをしようという提案じゃないのですよ。ただ戦没者追悼式にかかって記念品のために16万2000円を多くしたというだけの話であって、それと戦没者追悼式自体を二度と戦争を起こさないことを含めてこの式は今までやってきてきました。これからもやるか、できるか、できないか分かりませんが遺族の方の意向も当然あると思いますけれども、それも含めて遺族の方も引き継がれていけばいいけれども、本当に段々いなくなってきたのも事実ですよ。少なくなってきたのも事実ですから、今後の課題だと思っています。しっかり遺族会含めてそのことも詰めていきたいと思っています。決して三つの日にちを一つにして何かの日にするということは考えていません。戦没者追悼式をどうするかという話は、これからの課題なるのかもわかりませんが、そのように進めていきたいと思っています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 歳入でありますけれども、40ページ使用料のバンガロー使用料12万5000円の減額ということで当初予算では61万6000円を見込んでいたわけですが、コロナ禍にあっても結構な利用があったのだなとこの数字を見て思っています。49万1000円が使用料として入ってきているわけですから。それでこの状況の中、どれくらいの何件くらい利用があったのか。それとバンガローの構造からいって、例えば昨日まで誰かが使っていました。帰りましたといったときに、中の消毒及び換気は管理人がやるものなのか、それとも構造上自然に換気されるのかなとも思うのですが、その辺どうなっているのかを聞いておきたいと思います。

それと46ページの空家等対策に要する経費です。これは当初10件分の500万円見込んでいて、今回2件分の100万円の追加ということで合計600万円となっております。これも先ほどの安心住まいと同様にかなり利用されているものと思うのです。

よ。それで600万円で除却が実施された地域、どこが何件か分かれば示していただきたいと思います。

その下のその他町有財産に要する経費の役務費保険料なのですけれども、先ほど有価証券の話がされたと思うのですがよく理解できなかったのも、当初は5万円のところが倍の額の補正ですので、分かるように再度説明いただければと思います。

それと48ページ交通安全対策に要する経費で推進協議会補助が皆減ということなのですけれども、これもコロナによる活動実績がなかったという理解でいいのかなと思うのですけれども。例えば旗の波運動と、実施されていたと思うのですけれども。何もなければどのような活動に84万3000円という支出がされているのか、大まかなところでいいので知らせてください。

その下のふれあい交流保養センターの修繕料なのですけれども、非常用発電機の修理ということで、121万円とその下の負担料で33万円です。発電機の修理は分かるのですけれども、修理にあたっての事前調査で33万円という支出が理解できないのですよ。要するに通常のメンテナンスというか、定期点検に掛かるというのであればまだ分かるのですけれども。発電機の修理の事前調査という説明なのですけれども、どういうことなのか。この調査の結果、121万円の修理が必要になったというのであれば、行政のシステムはこんなものなのかどうか分からないですが、これはどうなのかという思いもありますので、それも含めて説明いただきたいと思います。

それと50ページ地域公共交通の要する経費の203万4000円です。これは都市間バスの釧路バスへの補助ということで理解をしております。当初は828万9000円ですか。これで先ほどの説明ですと燃料の高騰は分かるのですよ。この御時世ですから燃料高騰による経費を補うのだよということは分かるのですけれども、コロナでの利用者減によることに対してうちばかりじゃないのかも分からないけれども、釧路根室間の各町村で負担してくださいよというのは、ちょっと違うのではないのですかと僕は思うのでその考えを。それと燃料ということで考えれば、町が運営している町営バスあります。当然、燃料は使っているわけでこの町営バスに関しては、予算の中では燃料費等は見えないので委託料の中に多分含まれているのだらうと思うのですけれども、ここだって結局は燃料の単価が上がっているわけで委託料の中で賄えているのか。もしかしたら、後に負担が必要になるのかなという思いもあるのですけれども、どういう考えでおられるのかを伺っておきます。

それと52ページの先ほどもありました福祉灯油の関係であります。これも単価アップということでもあります。それで単価額で気になるのが例年通り100リッター、うちの場合の助成方法は単価関係なく100リッターは助成しますよという方法で大変なことだなと思っているのです。これから灯油の単価が高止まりのまままさに冬本番を迎える中で助成のリッター数等を再度考えられないのか。そうでなければ再度新たな形というか、これの追加という形で助成も検討された方優しいと思うのです。というのは、北海道がこの福祉灯油を実施している自治体に関しては、地域づくり総合交付金を1.5倍上乘せしますよということを知事が道議会でこれ表明しております。ということは、次の場合は当初で800万円くらいだったかと思うのですけれども、これに400万円くらい上乘せされるのかなと自分は思っているのですけれども、もし道の方でそういう対応があるのであればなおのこと、特例的でもいいのですけれども、さらに50リッター増やすとかそういう政策は考えられないのかなという思いがありますので考えを伺います。

それと同じページの地域生活支援事業に要する経費の修繕料、これは榊町の支援センターと思います。それで、補足説明では雨漏りという説明でありました。37万4000ですね。雨漏りという前回も同じような表現で雨漏りだか水漏れだかという私の思うところとは違ったところだったのですけれども。確認したいのは、前回と今雨漏りが発生している箇所です。それと前はあそこを就労支援センターとして使うということで何年か前に改修していますけれども、その時は屋根をいじってなかったのかなと、今雨漏りが発生するという事はそうだったのかなと思うのですけれども、まず雨漏りの発生箇所と修理はしてない、あるいはしたけど別の場所だというのであれば、その場所含めてお知らせください。

それと56ページ、感染症対策に要する経費の委託料なののですけれども、132万円です。これは6月補正では、道自治体情報システム協議会への負担金でしたか、同額が計上されていて、そのときの説明ではコロナは関係ないよ。ロタとインフルエンザの内容をマイナンバーに紐付けするためのシステム改修ですという説明だったのですけれども、これが委託料と言うからには、実際情報システムでやるのではなく、町でやってくださいという形になったのかなと思うのですけれども、どうしてこの予算の組み替えが発生したのか。説明をいただきたいと思います。

それと64ページの町有林管理に要する経費23万3000円です。さっきの説明で

は風倒木の整理というか除去という話かと思うのですけれども、奇しくも当初予算が全く同額なのです。23万3000円で。それで全く同額の補正額がされるのはどうしてなのかなと疑問に思っていたところ風倒木ということで、ついこの間の大風等によるものなのか。補正を組んだからには何かこう突発的な事案だったのだと思うのですけれども、たまたま同額になったということであれば、あとはいつの大風だったのかも含めてお知らせください。

それと66ページ観光施設に要する経費の修繕料、今回新しくできた茶内駅前トイレのヒーターにカバーを付けるという補正なのですけれども30万7000円。多分あそこは3カ所くらいヒーターが付いていると思うのですけれども、3カ所分という理解でいいのか。それとヒーターのカバーということであれば、新庁舎のトイレにも、ここのトイレも付いているのですけれども、網というかカバーを設置するのだろうと思うのですけれども、1カ所に10万円以上掛かるのですよね。掛かるのでしょうか。どういものが付くのかも併せて説明ください。

その下の役務費の汲取料です。ここ補正で聞き逃したのですけれども、当初予算では28万4000円で去年あたりも見ましても年間通して26、7万円くらいで役務費は済んでいるのですけれども、今回14万5000円が増額となったと要因。場所が増えたということはないと思うのですけれども、もし去年までは何カ所だったけれども、今年からは何カ所になったわけですよというのであれば、箇所数も示していただきたいと思います。

それと70ページ小学校管理運営に要する経費の修繕料、これは単純に不足分73万円ですという補正説明だったのですけれども、6月の補正で浜小の特別教室数とテレビ共同受信5台ということでそれぞれ121万6000円と33万円が補正されているのですけれども、ここに係る不足分という理解でよろしいでしょうか。それとも何か新たに補修箇所が発生したのであれば、それもお知らせください。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** まず40ページのバンガロー使用料の関係でお答えいたします。これにつきましてはコロナ禍の影響によりまして、6月21日から8月26日までの営業となっております。9月1カ月間はない状態です。予算では350棟分見込んでおりましたけれども、対前年比101棟減の279棟分の実績となっております。清掃の関係でございますが、中身については当然利用者に掃除はさせていただきます。

が、その後退去した後に管理人がアルコール消毒は実施しているところでございます。

それと48ページふれあい交流保養センターの修繕料の関係でございしますが、これにつきましては8月に電気保安協会の月次点検によりまして、異常が報告されております。本来であれば停電になれば自動でセルが回って運転するのですが、それができない状態と指摘されております。それで指定管理の中でリスク分担で50万円未満については、指定管理者が負担でございましたので、当初どれくらい掛かるか分かりませんでしたので、町内の事業者にも一応中身を見てもらったのですが、製造業者でないと分からないということで、事業負担金で出している33万円、これが札幌のメーカーの方から示されております。これで発注を受けないと調査に行けないよということを言われておりますので、議員おっしゃるとおり高いと思うのですが、これで発注せざるを得ない状態でございました。その後8月24日に不具合が見つかった部分の部品交換などの修理で121万円で見積もりをいただいているところでございます。

それと66ページ観光施設の修繕に関係でございします。これにつきましてはパネルヒーター4カ所でございます。4カ所で16万5000円です。それと酪農展望台のトイレのフラッシュバルブ2カ所が故障してまして、それが18万1500円です。併せまして30万7000円でございます。

それと汲取料の関係でございしますが、予算ではキャンプ場で2万リットル見ておりましたが実績で1万7400リットル、岬展望台が1万3000リットルの予算のところ3万3700リットル、アゼチの岬が1万リットルのところ1万3800リットル、合計で予算では4万3000リットルで28万3800円、実績としまして6万4900リットルで43万8340円という実績となっております。要因でございしますが、キャンピングカーがかなり今年多く来ております。何回か目撃しているのですが、キャンピングカーの汚水を岬展望台のトイレに捨てているということで、実績でいけば岬展望は令和2年度では6100リットルだったのです。それを1万3000リットルの予算を取っていたところなのですが、汲取をやっても追いつかない状態で3万3700リットルが実態としてございました。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** 議案46ページの空家等対策に要する経費の不良空家等除却補助100万円の追加の件でございます。議員おっしゃいますとおり、当初10件で500万円の予算で今回の2件追加で合計しますと12件の600万円の予算を付

けいていただいております。それで地域別の内訳でございますけれども、霧多布地区が2件、暮帰別・新川・仲の浜方面で2件、散布方面で1件、奔幌戸・貫人方面で1件、浜中方面で1件、姉別方面で2件、茶内市街で2件、茶内原野方面で1件の合計12件となっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（赤石俊行君）** まず議案46ページその他町有財産に要する経費の役務費の保険料についてお答えいたします。まずこの保険料につきましては、町の有価証券や貸紙幣の運送の保険料でございまして、当初5万円の予算でございましたけれども、本年度、歳入の合計額が取り扱い額100億円を超えたということで当初見込んでいた保険料に不足が生じてしまったということでございます。保険料の基準といたしまして99億円までが5万円、それを超えて100億円から15万円になるところで本年度の保険料を金額が15万820円とになりましたので、その不足分10万1000円を補正でお願いしようとするものです。

続きまして議案48ページ交通安全対策に要する経費の負担金補助及び交付金についてお答えいたします。こちらは町交通安全運動推進協議会の補助金として、例年その活動に対して補助をさせていただいているところでございます。当協議会の本年度の活動につきましても、新型コロナウイルスの関係でほとんどの活動が中止になっておりますので、協議会の総会において今年度この補助金についてはご辞退することになりましたので、当初予定しておりましたこの補助金については減額をさせていただくということでございます。この活動の主な内容ですけれども、運動啓発ということで、春夏秋冬の交通安全運動もございまして、各種イベントが今年もうまいもん市ですとか、ルパンフェスタとか町のイベントがことごとく中止になっておりますので、その際の交通整理に来ていただいている方のお弁当代とか、成人式の方への啓発物資、カーブミラーや何かそういったものもこちらのほうから補助を出しますので、そういった経費も今年は全くないようでございます。

続きまして議案50ページ、地域公共交通に要する経費の負担金補助及び交付金についてお答えいたします。この関係につきましては、地方路線維持対策補助金で釧路バス及び根室交通が経由している関係市町村がこの経費に対して負担をしているものでございます。当初、前年度実績において828万9000円を予算化してございますけれども、本年度の燃料費の高騰、新型コロナウイルスの関係で利用者が今年は激減したので、

そういった要因で経費がかさんでしまい各関係市町村の負担割合が増えてしまったことで、本年10月26日付けで釧路バスと根室交通が国・道及び関係する市町村に対して補助金の交付申請を行ってきております。その結果、今年の8175万2000円が経常損益となりましたことで、国・道が負担する割合が45%で3701万9000円。これを差し引くと4473万3000円を関係する市町村で負担しなければならないので、4町村の割合、案分しますと本町の割合は22.5キロメートルの距離で23.077%という負担割合となります。関係する市町村の負担分4473万3000円の23.077%で1032万3000円が本町の負担額となってまいります。当初予算が828万9000円を差し引きますと、不足額が203万4000円という額になります。その分の今回補正をお願いするものでございます。燃料の高騰もそうですけれども、コロナウイルスの関係で利用者が激減したということで、この路線を利用された割合がはっきりとした数字はちょっと押さえていないのですけれども、例年の3割程度しかバスの稼働率がなかったのも、これだけの損益になってしまったという説明を聞いております。燃料の高騰の関係で本町の町営バスについても当然影響が出てまいります。現在のところ委託費の中で賄っておりますので、今のところまだ報告が上がってきておりませんので、今後の不足することになるかと思っております。3月にその分はまた追加をお願いすることになるかと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** 52ページ福祉灯油購入助成57万2000円の追加についての質問にお答え申し上げます。当初予算167万2000円計上してございます。補正後の額につきましては57万2000円を追加しまして224万4000円となっております。これに対する財源ですけれども、議員おっしゃるとおり道の補助金の地域づくり総合交付金で51万円みています。補助基本額を100万円として2分の1で50万円でございます。議員おっしゃってましたとおり、北海道の方からは補助金50%増しますのできちんと助成をしてくださいという通知は来てございます。結果、通知どおりでいきますと補助基本額は150万円になりましてその2分の1で75万円が補助金という形になるかと思っております。数量等を増やすということは検討しないのかということでございますけれども、議員おっしゃる気持ちは理解できないわけではございませんけれども、道からは単価上がったのでその分補助の数量が減るとかそう

いうことはするなよと。きちんと当初の100リッターを助成するというのであれば、単価が上がっても100リッター助成しなさい。その代わり補助基本額の50%道の方も面倒見ますよというような通知なのです。そういった形で当面100リッターを守るということで、地域づくり総合交付金25万円が歳入で多くなりますけれども、それで対応させていただきたいと考えてございます。

52ページ、地域生活支援事業に要する経費の修繕料の関係でございすけれども、旧榊町小学校屋根については陸屋根になってございます。その陸屋根については健全な状況でございす。ろく屋根は「陸」屋根と書きますけれども、いわゆる屋上式といえますか屋上のような屋根になっているのですけれども、そちらについては健全な状況でございす。建物ですけれども、いわゆる飾り窓、天窗といえますかトップライトが2カ所ついてございす。雨漏りの補修につきましては、その2カ所両方とも雨漏りがしてございまして、今回の補正37万4000円につきましては、雨漏りに2カ所14万円と給水栓1カ所1万4300円と暖房機24万2000円の補修となっています。既定予算を差し引きまして足りない分ということで37万4000円を追加させていただく内容になってございす。

それと56ページ感染症対策に要する経費です。事業をやっている中身は何も変わってございせん。6月の時点で補正させていただいておりますけれども、補助事業としてシステム協議会の負担金で計上させていただきました。こちらとしてはシステム改修する分をシステム協議会に加入していますので、そこにお支払いし、システム改修をしてもらおうということで計上しておりました。しかし国の方から負担金については補助の対象外だと。その協議会等を経由することなく直接払うという予算組みでなければ補助の対象としませんという通知がございました。結果、システム協議会を通してやっても直接やっても実際に業務やる業者というのは変わらないのですけれども、協議会等を経由することなく直接業者に支払ことで、負担金ではなくて委託料で措置しなければいけなかったと。そういうことでの予算の組み替えと、やっている事業については何も変わっていないということで御理解いただきたいと思ひます。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（久野義仁君）** それでは64ページ町有林管理に要する経費23万3000円の追加補正に関する御説明を申し上げます。まず本年度当初23万3000円の予算計上の内訳といたしましては、森林土木単価の2万1100円の10人工分当初予算

で計上しておりました。これプラス諸経費がかかるので予算額でいくと23万3000円の計上でした。それで主に作業の依頼は、町有林の管理、風倒木、それから支障木の除去、それから造林地の測量とか調査もろもろを町内の造林事業者さんに委託して行うものなのですが、今年は実は草地に非常に町有林の枝が支障木として張り出している箇所が何カ所かありまして、農家さんの方からも肥料散布それから牧草収穫の際にトラクターにひっかかってしまうので何とかしていただきたいということで、2カ所ほど依頼がありまして8月の中旬に既に4人工分発注して、今現在6人工分の残しかございません。ただ最近非常に風が強く林道もそうなのですが、町有林の風倒木が非常に目立ってしまっていて、なかなか全体に行き届いてない状態であります。主に優先しているのは牧草地とか、人畜被害が影響あるであろうところを優先順番にやっているのですが、なかなか全部回りきれてないのも実態としてあります。それで今回のたまたま23万3000円の10人工分追加させていただいて、執行残の6人工プラス今回の補正の10人工計16人工で、内訳としましては大体4人工の2日間で大体1カ所片づけられるものですから、その2回分として計16人工分ということで、そのぐらい予算計上しておけば今年度は対応できるのではないかとということで不測の事態も踏まえて、今回の補正予算額と結果的にたまたま同額になってしまったという話でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 70ページ小学校管理運営に要する経費の修繕料でございます。これにつきましては、先ほど6月の補正のお話もされていましたが、6月の補正の分は散布の共同受信設備以外は計画どおり修繕をさせていただきました。今回の73万円につきましては、11月から3月までの3年間の修繕の実績としまして、例年の平均として約75万円支出してございます。これは学校のボイラーとか、水道の凍結、また職員住宅におけるドアの建付けとか色々な部分を対応してございまして、3月末には新しい先生を迎える教員住宅の改修とか修繕等で、大体3カ年の平均で75万円程度の予算を支出している状況でございます。この度は何とかいけるかなと思っていたのですが、御存じのとおり茶内小学校におきまして、体育館の床と屋根の改修工事を行っている最中に窓のサイディングとか化粧モルタルといいますか、あと壁のクラックとかが見つかりまして、今現在足場が組まれているので改めてやるよりも足場を組んでいる時点でやった方が割安だということで、70万4000円でそれらを改修させ

ていただきました。その部分で若干見込んでいた、11月から3カ月分の70万円程度が支出されましたので、この度73万円を補正予算で上げさせていただきましたのでよろしく願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 地方バス路線については納得するしかないのでしょうか。要はコロナによる減収ですよね。この路線に限らず、多分他の釧路バスの営業区域も多分同様にコロナの影響を受けているということがありますよね。多分、運送業もそうだし運送バス事業もそうですし飲食宿泊もそうです。要は持続可給付制度があって、国からも支援を受けられる立場であると思うのですよ。この事業に関しても。この路線の赤字分を各町村でという取り決めがあるのでしょうかけれども、コロナと燃料費の割合って分かりますか。分からないのでしょうかけれども、どうも納得がいかないと思う中で、一つだけ折角ですので、都市間バスの浜中町の利用者数というのが今現在で分かるのであれば、お知らせください。わからなければ結構です。

それとトイレにキャンピングカーの汚水を流すというのが、これも仕方ないということになるのでしょうかけれども、その分が町内に還元されていると、お金が落ちていると捉えて必要経費と思うしかないのでしょうかけれども、折角ですのでその考えだけ伺って終わりたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** お答えいたします。今、当初予算に向けてどのような対策をしたらいいのかについて検討しております。汚水捨て場、俗にいうダンプステーションというらしいのですが、下水道に繋いだらいいのか。あるいは浄化槽の容量を増やしてそこに入れてもらったらいいのか。そういうのを考えますと金額的にもかなり張りますので黙って汲み取りでいったほうがいいのか。今考えております。議員おっしゃるとおり、かなり長期滞在して1カ月とか居る方もございます。その方々はかなり町内でお金を落としていただいていると思います。今のところは致し方ないかなということで考えております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

これから議案第75号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

この際暫時休憩します。

(休憩 午後 3時13分)

(再開 午後 3時35分)

○議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第10 議案第76号 令和3年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)

---

○議長(波岡玄智君) 日程第10 議案第76号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第76号「令和3年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、令和2年度の保険給付事業等の精算に必要とされる予算の補正をお願いしようとするものです。

補正の主な内容を申し上げますと、6款保健事業費では、医療費通知に係る郵送代で3万2000円の追加、特定健康診査に係る実績確定による交付金の返還分51万4000円の追加。7款諸支出金では、令和2年度災害臨時特例補助金の確定と保険給付費等交付金の精算返還金及び国保資格喪失に伴う過誤納還付金で435万7000円の追加。以上により、今回の補正額は490万3000円の追加となります。

一方、歳入につきましては、5款繰越金では、令和2年度保険給付費等交付金精算等の国庫負担金補助金返還金などに充てるため、前年度剰余金の一部を活用し、490万3000円を追加しようとするものです。

この結果、補正後の歳入歳出の総額は12億4986万1000円となります。

なお、この度の補正予算につきましては、11月12日付第3回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいているところです。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第76号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第76号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第77号 令和3年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第2号）

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第11 議案第77号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第77号「令和3年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、介護保険法等の改正に伴う、システム改修費用について、補正をお願いするものであります。

補正の内容を申し上げますと歳出、1款総務費では、介護保険推進に要する経費で、

介護保険システム改修に伴う道自治体情報システム協議会負担金66万8000円の増となります。

一方、歳入につきましては、2款国庫支出金では、システム改修に伴う介護保険事業費交付金33万3000円の増、6款繰入金、事務費繰入金33万5000円を追加し、収支の均衡を図ろうとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、4億7376万7000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第77号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第77号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第78号 令和3年度浜中診療所特別会計補正予算（第4号）

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第12 議案第78号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第78号「令和3年度浜中診療所特別会計補正予算（第4号）」

について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に伴う謝金など今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

歳出、1款総務費「浜中診療所運営に要する経費」では、7節報償費の医師謝金で3万8000円を追加、看護師等謝金4万4000円を追加するなど5万3000円の追加。2款医業費「医業に要する経費」では、10節需用費の修繕料で除細動器校正修繕費3万7000円を追加するものであります。

以上により今回の補正額は、59万円の追加となります。

一方、歳入につきましては、2款使用料及び手数料の予防接種料では420万円を追加、3款国庫支出金の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助では120万円を増額、4款繰入金の一般会計繰入金では852万円の減、5款繰越金の前年度余剰金では371万円を追加しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出の総額は、それぞれ59万円を追加し、3億713万2000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第78号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

5番加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 診療所の歳入歳出全般に亘っての質問が1点あります。私は内臓がすこぶる健康なのですけれども、気を付けなければならない体調もありまして、3カ月に1回診療所に通っています。そういう中でいつ行っても患者さんの数が少なくて行ったらすぐ見てもらえる状況になっています。心配なのは診療所は私たちが本当に大事にしてきた診療所なのですけれども、経営上、患者さんの数が減っているのではないのかという気がします。現状はどうなっているか。安心できるような説明をお願いしたいなと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（中山正教君）** お答えしたいと思います。加藤医師を迎え8カ月が経ちましたが、患者の親切丁寧な診察により外来の訪れる患者さんは昨年と比べますと、微増ではございますが増えている状況にあります。管内や全国的に見ても、どの医療機

関も新型コロナウイルス等の影響と思われる患者の病院離れが深刻な問題となっている中で、この状況は素晴らしい実績ではないかと思っております。今後もこの状況に甘んじることなく職員一同努力する所存でありますが、御意見等ございましたらまず一報いただきたいと思っております。数字をお示ししますと、11月末までの外来患者数は令和2年度の延べ人数6164人に対し令和3年度は6244人で80人の増。このうち新規患者数は4月に44人、5月は60人、6月66人、7月50人、8月82人、9月52人、10月40、11月47人となっております。主に茶内地区や浜中地区の方々がみられました。総合的に判断しますと、今まで通院されていた方々は何らかの理由により減少しておりますが、その分新規患者数が増えトータル的に11月末時点で微増となっている状況でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 数字を示していただきましてありがとうございます。安心しました。さらに頑張ってもらいたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第78号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第79号 令和3年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

---

○議長（波岡玄智君） 日程第13 議案第79号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第79号「令和3年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、工事請負費などの予算不足による補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては歳出では、1款総務費、「一般管理に要する経費」で、共済費など12万2000円の追加は、不足見込みによるもの。2款1項下水道費「特定環境保全公共下水道事業に要する経費」で、職員手当等など15万4000円の追加は、不足見込みによるもの。「農業集落排水事業に要する経費」で、茶内橋北地区の汚水管渠工事を行うため、工事請負費60万5000円を追加するもの。「漁業集落排水管渠施設の維持に要する経費」で、マンホールポンプの修繕を行うため、修繕料88万円を追加するものです。

一方、歳入につきましては、5款繰越金、前年度剰余金136万1000円の追加、7款町債、農業集落排水事業債40万円を追加するものです。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ176万1000円を増額し、4億9225万8000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第79号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第79号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第80号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第14 議案第80号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第80号 「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」提案の理由をご説明申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員会委員は、茶内の「福田敏幸氏」、霧多布の「松村嗣弥氏」、散布の「加藤俊美氏」の3名ですが、「加藤氏」は令和4年2月28日をもって任期満了となります。

「加藤氏」は平成28年から固定資産評価審査委員会委員の任に就かれており、固定資産に関する十分な識見と、公正な判断力を兼ね備えていることから、固定資産評価審査委員会委員として最適任でありますので、引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

なお、任期は令和4年3月1日から令和7年2月28日までの3年間となりますので、よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本案は質疑討論を省略し直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は質疑討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は選任に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は選任に同意することに決定しました。

---

◎日程第15 閉会中の継続調査の申し出について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第15 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。従って会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって令和3年第4回浜中町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

(閉会 午後 3時51分)